

会 報

第 35 号

国立大学協会

昭和 42 年 3 月

会 報

(第 35 号)

目 次

随 想 10 年.....	福 田 得 志...(1)
日ごろ思うこと.....	三 浦 百 重...(5)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録.....	8
(1) 理事会 (41. 11. 5).....	8
(2) 理事会 (41. 11. 28)	13
(3) 第38回総会 (第 1 日) (41. 11. 29).....	15
(4) 第38回総会 (第 2 日) (41. 11. 30).....	20
(5) 第 6 回事務連絡会議 (41. 12. 1).....	24
(6) 第 1 常置委員会 (41. 11. 28)	28
(7) 第 2 常置委員会 (41. 11. 5).....	29
(8) 第 2 常置委員会 (41. 11. 28)	30
(9) 第 2 常置委員会 (42. 1. 20).....	32
(10) 第 3 常置委員会 (41. 11. 28)	36
(11) 第 4 常置委員会 (41. 11. 28)	37
(12) 第 5 常置委員会 (41. 11. 28)	39
(13) 学生問題特別委員会 (41. 11. 16)	41
(14) 科学技術行政特別委員会 (41. 11. 4).....	42
(15) 第 6 回特別会計制度協議会 (42. 1. 11).....	43
2. 諸会合 (昭和41年11月~42年 1 月)	46

B 要望書その他

1. 第38回総会で決議した要望書.....	47
大学間の協力並びに国際交流の強化に ついての要望書	
2. 科学技術基本法 (仮称) に対する意見 の要旨.....	49

C 追加予算

1. 昭和41年度追加予算 (41. 8. 26).....	51
2. 昭和41年度追加予算 (41. 10. 5).....	51

D 資 料

1. 昭和42年度新設予定学部学科等の入学 者選抜について (文部省大学学術局長通 知)	52
2. 昭和42年度新設学級増予定の附属学校 における入学者の選抜について (文部省 大学学術局長通知)	53
3. 昭和41年度大学卒業予定者就職状況調 査 (第 2 回) 集計結果表.....	54
4. 人事院規則17— 0 別表の国立大学管理 職員等について (昭和41. 11. 28理事会了 解事項)	61
5. 大学院設置基準をめぐる問題点.....	62
6. ユニバーシアード東京大会について.....	66
(1) 概 要.....	66
(2) 開・閉会式における日本学生団体の 歓迎行事について.....	67
7. 学年延長問題についての東京大学法学 部長談話.....	68

E その他

1. 学長・役員等の異動について.....	71
2. 寄贈図書.....	71

随 想 10 年

福 田 得 志

協会の事務局から原稿を依頼された。多分さる11月の理事会で副会長に選任されたからであろう。あるいは学長の古参として目をつけられたのかもしれない。鹿児島大学に赴任して早くも10年半の年月が経過したのだから。ついては副会長就任の弁に加えて国大協10年間の随想を書きつらねて責をふさぐことにしたい。

副 会 長 就 任 の 弁

このたびの互選は、杉野目学長の退任によって生じた副会長の欠員を補充するものであったが、その投票の前に大河内会長から、この互選について何かご意見があれば承りたい旨を述べられたが誰からも発言がなかったので、会長はさらに意見を求められた。私は、これ以上黙過すべきでないと考えて、本協会の初代副会長の森戸元広島大学長から伺っていたお話を紹介することにした。それは「国立大学協会が創設されたとき、私はその理事および副会長に選ばれた。……旧帝大以外の地方の新設大学を代表する意味で、私を副会長に選んだものと記憶している。」（会報創立十五周年記念号6P参照）。また「副会長が2人制となった今日では、その内の1人は旧帝大以外から選ばれるのが当然だと考える」（鹿児島でのお話）ということであった。本協会の会員74校の大多数が新設大学であり、これらの大学はとくに未解決の問題を多くかかえていることから見ても、その中から1人の副会長を出すべきであろうというのは私のかねてからの考えでもあったから、あえて森戸元副会長の意見を紹介したのであった。投票の結果は最後に最高点の同点者として私を含めて3名（3名とも新設大学）が残った。そして、これ以上投票を繰返しても同じ結果であろうと思われたので、理事の就職順にしてはどうかとの発言もあったが、それなら私が該当することは明らかであったから、私は発言してくじ引にして貰った。しかし、そのくじも私に当たった。俗に言出屁というが、くじ引までも自分にかえてきては逃れる途はない。

生来不敏なうえにすでに老骨であり、しかも任地は僻南の鹿児島である。副会長の重責を思うて忸怩たるものがあるが、会長及び先任副会長の驥尾に附して会員諸賢のご協力によって大過なきを希うのみである。

学 長 か 総 長 か

学校教育法には学長の職名があつて、これはすべての国立大学に共通である。しかるに東京大学等2—3の旧帝国大学では学長の代わりに総長の名称が用いられることがあつて、いずれによるべきか学外者は取捨にまどうことがないでもない。

古い話であるが、昭和25—26年のころ九州大学で当時の菊池学長から、この問題について諮問されたことがある。それは南原東大学長の言として、旧帝大では以前は総長と称した。早稲田、明治等の私立大学は新制大学になっても総長の名称を用いている。われわれ旧帝大も総長名を用いようではな

いかとの相談をうけた。異議がなければ、そのように取計らいたいというのであった。そして反対もなく承認されたと記憶している。しかし、たとえ大学に自治権があるとしても、法律できまっている「学長」以外の名称を用いることに、どの程度の合法性があるであろうか。

国大協の、ある年の総会で金沢大学の戸田元学長が、文部省の書類のなかに、ある大学の学長の代わりに、総長の名称が用いてあったことを指摘して、列席していた文部省の局長、課長等に向かってその違法を叱咤されたことがあった。東大の茅前学長は、就任の初めに学長の名称を用いようとされたが、何故か実現されなかった。新聞記者の質問に対して、総長は言わばニックネームだと答えられたとも伝わっている。最近の同君の一文には「東京大学の学長時代」とある。

大学教員の任期など

大学ニュース誌（75号）は福田文部次官の「大学問題を語る」の稿をかかげ、次官の意見として「まず根本的な問題は一度教授になると定年まで何一つ業績をチェックされないこと」、「教授生活の中で厳しい資格審査を受けるようなシステムが必要ではないか」、というようなことが書かれている。私も原則的にはこの意見に反対ではない。しかし、わが国で戦後の新制大学が十分な準備もなされずに急遽設立されたため教官組織も教官の待遇も研究費の配分も設備も極めて不十分であったことを考えると、一概に教官を非難するのは当たらないであろう。私は戦前から戦後にかけて約30年の間、国立大学の医学科を教えてきた。そして次官が指摘されたような勉強はしないで天国に遊んでいるような教員のいたことを認めざるをえない。だから昭和31年アメリカの大学を視察した機会に、おもに医学部における教員の任用方式と任期について調べてみた。アメリカでは州立大学が日本の国立に相当するものであるが、その州立大学の教員に対する任命権者は州知事ではなくて、各大学におかれている理事会 Board of Regents であり、日本の国立大学教官が公務員であるのとは身分がちがっている。教員の任期に厳しい制限を附することができるのもこのためである。教員の任期は大学によって同じでないが、一般に定評のある一流大学ほど厳重のようである。次に示すコロラド医科大学などは甘い方の例である。

教授、准教授 第1任期2年その後は定年まで。教授は初めの2年をはぶくこともできる。

助教授 第1任期2年、第2任期2年、第3任期3年。その後は退職まで。

臨床助教授 第1任期1年、その後の任期も2年以上であってはならない。

非常勤講師 Lecturer 1年ごとに任命更新

古参非常勤講師 Senior Instructor 3年ごとに任命

助手 1年又は2年ごとに任命

教授及び准教授に対して割合に寛大なのはすでに定評ある人を迎えるからである。これに反して助教授ことに臨床の助教授、講師及び助手は1年又は2年ごとの任命が普通である。どこの国でも臨床での若朽のこげつきには手を焼いているらしい。人民の税金を不適当な教員のために浪費しないというアメリカの合理主義は徹底している。

ヨーロッパやことにアメリカでは教員の任期が短かく交流がはげしいから研究論文を書かねば職を逐われる。つねに研究の重圧がかかっている。これも、度がすぎると却って息の長いよい研究の芽を

摘む恐れがないでもない。しかし、一度就職したら助手、講師、助教授、教授と昇任して同じ教室にとどまれるようなあり方は改められねばなるまい。学問の進歩よりも沈滞を来たし、大学間の交流を妨げて学閥を造る弊害が大きい。だから根本は助手、講師等の任期制を考え、これが実施できるような制度を工夫することであろう。

大学の財政自主権

東大の大河内学長（本会々長）と川島教授（法学部）がミシガン大学のウォード教授（財政学）を迎えての対談の記事（毎日新聞）に興味深く読んだ。ウォード教授は、日本の国立大学では、大学の自治と研究の自由だけを論じているが、財政自治権が伴わねば自治も自由も根のない花のように空しいものであらうと言っている。ミシガン大学（州立）の財源には、(1)州からでる予算、(2)大学固有の財源からでる利益、授業料、寄附金など、(3)連邦政府その他からの委託研究費がある。このうち州からでる予算は日本の国立大学の文部省予算に相当するもので総額が政府予算で決定することは同じであるが、重要な相違点は、日本では細かく使途が割当てられているが、アメリカの一流大学では使途に関しては財政自主権が認められていることである。イギリスのオックスフォード、ケンブリッジ等の大学も現在では多額の政府予算を貰っているが、その使い方は全く大学の自由裁量に任されているというのである。そして英米の大学が予算を有効に使ってよく教育研究の成果をあげているのは、大学に対してこのような財政自主権が広汎に認められているためであるというのがウォード教授の意見である。

日本の国立大学においても、このような財政自主権があったら、その地方、その時点に適した教育研究に力をそそぎ地方大学の特長を発揮することも可能となろう。第六常置委員会において自主財政のことが何回も議せられたことであるが、結局は現行の財政法規ではどうにもならないということで終わっている。

アメリカで大学の自主財政に貢献している要素の一つは、大学固有の財源であるが、日本の国立大学に特別会計制度を設けたのも附属病院、演習林等の収入を自己財源として大学が使用しうるようにするのが一つの目標であったと記憶するが、現実には自主財政の線からはほど遠い存在のようである。

大学財団への期待

アメリカの多くの大学は州立、私立の別なく龐大な財団をもっていて、これが大学固有の財源の主要な部分をなしているようである。学術研究費を出しているばかりでなく、教員の海外派遣費、外国からの学者または学生の招待費等にも援助を与えている。

私が新設の学科目制学部を見て痛感することは、教官研究費が如何に少ないかということである。おそらく講座制学部の4分の1程度であらう。そしてその開きは年とともに大きくはなっても小さくはならない。毎年の研究費増額の比率は講座制学部の方が学科目制学部より大きいからである。それに科学研究費の配分も新設大学には極めて少ない。研究費申請の基礎となる研究業績が十分でなく、研究者間の連絡にも欠けるところが多いからである。こんな訳で、新設大学の若い研究者には大学の内部で研究の呼び水となるような若干の研究費を準備する必要がある。このような要望に対応して鹿児島大学では、大学財団の設立を計画し、地元の公共団体及び実業界の援助によって、昭和35年財団

法人鹿児島大学援助会の設立を見ることができた。その規模は大きいとは言えないが、財団の基金及び預金から生ずる果実と財団への寄附金等から大学に寄与した援助額は、過去7カ年に、教官の研究費及び図書費に870万円、学生会館等学生の厚生費に240万円、諸経費350万円計1,460万円に達した。今後各学部及びその同窓会等の発展充実によって、この大学財団の活動がますます活発になることを疑わない。

財源としての授業料

前に紹介したウォード教授によるとアメリカでは授業料が州立大学においても大学固有の財源となっている。私が調べたところでは、アメリカの大学における授業料は日本の国立大学に比して著しく高いが、大学財政において授業料の占める比率は約2%だということであった。これは10年前のことで、当時の日本の国立大学では1%には達していなかった。わが国では国立大学の授業料は国庫にはいるから、授業料が過当に低くても大学は直接には痛痒を感じない。もし授業料がそのまま大学経費に繰入れられるとなると、大学自体がのんびり構えてはいられない。恐らく値上げも考えるであろうし、それとともに大学としても学生の教育、厚生の方で、もっとサービスにつとめざるをえなくなるであろう。そして学生にとっても自分が直接に大学の財政に寄与しているという自覚から大学に対する親近感と愛情を生じ、教育の方ではむしろプラスの点が多いのではあるまいか。

そもそも国立大学の授業料が、すべての大学、すべての学部または学科に対して均一に定められているのがおかしい。アメリカの大学のように設備が整い教官組織が充実した大学ほど授業料が高く、同じ大学の中でも多額の経費を要する医学科等の授業料が2—5倍も高いというのが合理的ではあるまいか。学生会館や学生寮の経理に関しては、受益者負担の原則を強調している文部省、大蔵省としては授業料についても同じような考慮をめぐらすべきではあるまいか。さきごろ国立大学授業料値上げの記事が新聞にでたとき生協に関係している学生数名から、学長の意見を求められた。私は、原則として値上げ反対ではない。しかし、値上げするなら、まず東大、京大等の大学から始めてもらいたい。学部、教養部がよく充実しているばかりでなく、完備した大学院及び多数の研究所等からも学部学生が間接にうける利益は極めて大きいであろう。学生授業料の値上げをするにしても、まず龐大な国家予算を受けているこれらの大学から考慮すべきではあるまいか、と答えたことであった。もし財政自治権が認められ授業料収入が大学固有の財源と認められるようになったら、私は多くの経費を要し、しかも志望者の多い学部、学科から授業料値上げを考えるだろう。（副会長、鹿児島大学長）

日ごろ思うこと

三 浦 百 重

(1)

先頃、特別委員会から出した「学生問題に関する所見」は各大学でどう取り扱われておるだろうか。この問題以外でも敢えて大学に限らず、社会の各方面で、いろいろな審議会、委員会が設けられ、その努力の結果が続々発表される。しかしそれ等の多くは発表当時こそマスコミの論議を賑わすが、その後は高閣につかねられて、終に忘却の彼方におしやられている。

例えば、中教審の「期待される人間像」の如きも、当初は「すべし」「すべからず」とはけしからん等と、批判にならぬ批判が、面白、可笑しく伝えられたが、近来杳として音ざたを聞かない。もっとも、その内容はどの綱目をとって見ても、もっとものことばかりで、大方が夙に承知であり、世人が求めているのは寧ろ、如何にしてそこへ持って行くか、その方途にあるからでもあろう。

カントは「世の中には大切なことで、しかもばかばかしいことが二つある。一つは政治であり、一つは教育である。」と云ったそうだが、この言は正にわが国の現状にぴったりして居るような気がする。が然し、それはそれとし、又イデオロギーはどうあろうとも、真に日本の社会をよくし、日本人を幸福にするのは、アメリカ人でも、ソ連人でも、中国人でも又歐洲人でもなく、われわれ日本人の思考、行動である。だからと言って、我々は戦争中のような偏狭な国粹主義を謳歌するつもりはない。古くは中国、近世には欧米からいろいろのものを吸収して日本は成長し、発展して今日に至っている事実は、世界史の流れのうちに、事象を把握し、考えなければならぬことを教える。然しながら、現今横行している、日本人の民族性、日本の伝統を忘れた直訳の考え方は、少なくとも教育の面ではどうかと思われるのである。

蓋し、民族性は200年や300年で大きな変化を来たすものではないことは、例えば帝制ロシアが共産主義のソ連に代わっても、ザーの専制からプロレタリア専制に移行したので、専制そのものは変わって居らず、又ドイツにつき、カイゼル、ヒットラー、アデナウワー……と移っても、オルガニザチオンを好みそれによって行動を律する民族性は一貫していることでも証明される。

故に、日本人の民族性、日本の教育の伝統を省みることなく、たとえ、それが外国で成功して居るにしても、そのままこれを受入れ、実施しても、それがこの国土に根を下ろし、繁茂することは望まれない。現在のわが国の教育がいろいろ問題を抱え、戦後20余年を経て末だに低迷しているのは6・3制を強要され、鵜呑にしたことに胚胎する。

故に、今最も緊急な教育の課題は6・3・3・4制の再検討である。大学在学年限の延長、高校教育の改訂、就学年令の繰り上げ、更には医学のインターン問題等も、根本的には各々の部分的視野に縛られず、広く6・3制の検討に関連して解決さるべき問題であらう。

(2)

然し、与えられたる紙数の関係もあって、ここには上述の考え方に立ちながら、問題を大学に絞って、しかも、学習年限の問題は他日に譲り、いまにも着手可能な2、3につき、卑見を記すこととする。

第1は、大学に関する法令を総合大学と単科大学の2本建にしたらどうであろうか。

今は大学に関する法令が1本であるから、当然の成り行きとして、学部増設、大学院の設置等に競って手を挙げ——私もその1人であるが——当局はその幾つかづつをなしくずしに実現させている。公私立大学等を別にしても、日本には果して74に上の国立大学の大部分をすべて総合大学にする必要があるであろうか。欧米に対比してもその必要は疑われる。仮に一步譲って多々益々弁ずとしても、わが国の富力では中途半端のものが乱立するおそれがないだろうか。何事でもそうであるが、殊に教育での背伸びは禁物である。

大学令を2本立にすることは、同時に大学の教育目標を明瞭にする。乃ち、総合大学では、ドイツ流に学問的要求に応ずるを第1とし、単科大学では寧ろアメリカ流に社会的要求を主目的にする。従って大学院、研究所等は原則として総合大学に限り付置することにする。

総合大学を整理するに当たっては、都市集中をさけ、教育の機会均等、延いて地域的分布その他もろもろの条件を仔細に勘案して定むべきは言を俟たないが、それと同時に私はフランス流に、全国を幾つかの大学区に——日本の小学、中学の学区とは意味がちがう——分ち、1区1校とし、それぞれのボードをもつことを主張する。1府県1大学などの考えは思いつき主義的なお題目に過ぎず、合理的に考え直す必要がある。

もっとも、この案には各大学内部はもとより、それ以上に政治的關係等があつて、実現は容易でないことは明らかであるが、国家の将来を思って、泣いて馬諺を斬るの勇断と理解を大学自体にも政治家にも望まざるを得ない。

次に、比較的实现の可能性のあるものとして、ここには学生の仮入学制度と、教官の任期とをとり上げる。

学生問題については、前記の特別委員会の報告に略尽されていて、今贅言を加える要はないが、その解決の一手段として、仮入学制度をとり、一定期間を経て初めて本入学をゆるせと主張する。何故なれば、いまの入学選抜の方法は、ただ知識の判定のみに限り、その性格については殆ど無視しているからである。

然るに、大学生活にしても、はた又卒業して実社会に入っても、各人の性格＝情意は人間活動の根本的の動因を成して居り、しかもそれは、単なる面接や診察では正鵠を期し難いものである。嘗てある大学で入学直後精神分裂病の学生が見出だされたとの話があったが、かかる狭義の精神病はまだしも、狭義の精神病と健全者の中間に立つ「所謂質変者」では、性格偏畸即異常が恒常的に現われているものでなく、場面によって顕現するプロバビリティーがあるに過ぎぬから、その認知を一そう困難ならしめる。しかも、異常は専ら性格に繋り、本質的には知能には関係なく、時には優秀な知能を具えた者さえあつて、それがかえって反社会的、反道徳的行為を助長し、その属する社会の安寧秩序をみ

だす危険が多分に蔵する。かくて大学に関しては学校紛争の種を蒔くことにもなりかねないのに、今の入試では全く埒外におかれている。序に言うところ近年各種の情意テスト、人格テストが考案されているが、未だ完全なものではなく、今の時点では、時日をかけて、その言動の観察を重ねる他にたしかな鑑別手段はない。

仮入学制度は、性格の判定を容易にするのみでなく、知識・知能に関しても大学教育、延いては将来研究に耐え得るや否やも、現在の入学試験方法よりも、遙かに正確につかみ得るから、頭初は内申書のみでこと足り、現在教育全体をスポイルしている入試問題も自ら解消される。

次に教官の採用には任期をつけることを提言する。

何故なれば、現在では一旦発令になれば、停年まではその地位に安住して居れるが為め、何年経っても学術報告の1枚をも出さず、10年1日の如き講義を繰り返している事例も、遺憾ながら往々にして認められるからである。もち論、教授会に不適当な教官は除去する権能があるであろうが、一方に公務員法があり、それ以上に感情に流され易い日本人の心性を思うと、教授会の決定のみに期待するは事実上不可能で、寧ろ予め任期をつけるに如くはないと考える。そして有能の教官は任期を重ねればよく、停年制のため惜しい学者が大学を去ることも少なくなろう。

(3)

それにつけても、学生もアルバイト、教官もアルバイトでは人間不在の教育にならざるを得まい。政府に金のないことも了解するが、少なくとも、休暇以外はアルバイトをしないですむように、奨学資金並びに俸給の点で政府も真剣に考慮されたい。最近台湾を訪れて帰った知人の話で、同地での大学教授の俸給を日本のそれに比較すると、物価を併せ考えて倍額に近いとのことである。

(4)

大学も含めて、今の日本にはあらゆる方面に亘って歪があまりにも多すぎる。これに関連して、最も私の気になる点は、今のままで日本に真の民主主義が育つかと言うことである。敗戦後民主主義が唱えられてから既に20年になるが、この間リンカーンの of the people, by the people, for the people は万人口にしながら、その前節に「That this nation, under God, shall have a new birth of freedom」とある、その under God には毫も注意せず、全く風馬牛に過している。God が「神」であるか「仏」であるか、或いは「天」であるか、更に「真理」であるかは人それぞれの考えで異なるにしても、自分以上の Etwas を想わずして、民主主義の自由と忠誠或いは寛容と節約などが産れるであろうか。殷鑑遠からず、明治維新に際し福沢先生の「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」との訓えが、封建的な価値体系を破るのに大きな力となった。が然し、それに代わる新しい倫理が生れず、為に官僚統制一軍部統制一となり、終に過般の敗戦に追いやられた。その因由は全く人々が「天」を忘れたことに原因すると思えざるを得ないのに、いま又 God を無視し、明治維新と全く同様の経路を辿りつつあるように考えられるのは、果して杞憂に過ぎぬであろうか。

大学に於ける種々の紛争も、つきつめて考えれば、茲に帰趨するではあるまいか。

(42. 1. 29 鳥取大学長)

A 事 業 報 告

1. 諸会議議事録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和41年11月5日(土) 午前10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長, 奥田副会長,
佐藤, 本川(代中村), 長谷川, 和達
(代浜中), 実吉, 三輪, 増田, 石橋,
渡辺, 篠原, 八木, 稻荷山, 久保,
前川, 遠城寺(代池田), 福田, 各理事
松平監事

大河内会長主宰の下に開会。

1. 紹介および報告

(1) 欠席者について

本日よんどころない事故により欠席の方は次のとおりである。

北海道大学長, 東京学芸大学長, 大阪大学長, 岡山大学長, 熊本大学長

(2) 会則第6条第2項による代理出席者について

東北大学長代理中村教授(経済学部長)
埼玉大学長 " 浜中教授(教養学部長)
九州大学長 " 池田教授(教育学部長)

(3) 理事および特別委員会委員長の交代について

会長より北海道大学の杉野目学長が退官され後任として古市学長が理事に就任, また科学技術行政特別委員会委員長の大山東京工業大学長が退官されしばらく委員長が

欠員になっていたが, 問題が再燃する恐れもあるので, 昨日の科学技術行政特別委員会で, 和達埼玉大学長を委員長に選任した。和達学長は目下外国に出張中なので本人の意向は伺えないが後日お願いすることになった。

(4) 第7常置委員会の「教育系の大学・学部
の整備充実および学生定員についての要望書」は前回の総会でその文案, 提出方法等を会長と第7常置委員会におまかせ願ひ出来上り次第提出することになっていたのだが, 10月18日の第7常置委員会で要望書を決定し21日に高坂第7常置委員長, 増田第6常置委員長が同道し文部省及び大蔵省の関係方面にそれぞれ要望した。

(5) 杉野目北海道大学長の退官に伴い, 12年有余にわたり第6常置委員会委員長, 学生問題特別委員会委員長, 副会長等々国立大学協会のためにご尽力くださったことに対し感謝の微意を表するため従来慣例により金一封を贈呈した。

2. 議 事

(1) 副会長の互選について

会長より, 副会長が欠員になっているが, 総会も間もないし, 大学院設置基準の問題, 学生問題等重要案件が山積しており, 欠員のままでもどうかと思うので補充をしておきたい旨が述べられ, 選挙の結果鹿児島大学福田学長が互選された。

ついで, 会長より新副会長決定に伴い。副会長は, 大学運営協議会規程第7条第1

項第1号(規則集9頁)の規定により、当然に大学運営協議会の委員となること、及び副会長は、前例により次の特別委員会の委員になっているが、形式上は会則第23条第2項(規則集5頁)の規定により理事会において選任することになっているので、了承されたい旨が述べられ異議なく承認された。

a) 学生急増対策特別委員会

b) 科学技術行政特別委員会

c) 学生問題特別委員会

(参考記録)

鶴田局長より、根拠規定について、会則第20条第2項(「会長及び副会長は、理事の互選により定める。」)を説明、次に会則第6条第2項による代理出席者の投票権について、会則立案者の意見によると、学長の権限を代理するもので投票権をもつこと、常置委員長(会則第17条)は理事会においては理事と同じ権限を持つが、しかし、理事ではないから互選には加わらない旨説明があって、これを確認し、次に投票の方法について、規則に決めては नाही が、従来は単記無記名投票により、得票多数の方を選任していたが、あまり票が散り容易に決まらなかった例もあり、よって第1回において無記名单記で投票し、得票多数者から何人かを選び、第2回において、その選ばれた方の中からもう一度無記名单記投票で選ぶ方法によることとしてはどうかと説明があり、このことについて協議した結果、過半数によるのが良いとの意見もあったが、結局上記の方法を採択し、なお会長より来年6月の改選期にも備え、この際一般的な原則なり、そのほか申し合わせなどご意見

があれば、伺っておいた方が良いと思う旨発言があり、副会長が2名に改められた際、1名は新設大学から選んだ方が良いとの意見を聞いた旨の提言があった。このことは来年の改選期における申し合わせとすることとした。

以上の話し合いがあつて後、会長より、選出方法として、第1回において無記名单記投票により、得票多数の者上位3名(票数は示さない)を選び、第2回において、この3名について無記名单記により選挙の結果得票多数の者を当選者とする。この場合得票同数の時は同数者について再度投票により選ぶこととする。管理者には、理事でない常置委員長および監事が当たることとするこの了承を求められ、副会長の互選に入り、第1回において6名が選ばれたが内2位同数者4名あり、よって候補者として5名を選ぶ。第2回において5名中より2名を選ぶ、2位同数者2名あり、よって候補者3名を選出、第3回において3名について選挙の結果得票同数となり、更に第4回を行なった結果同じく得票同数のため決まらず、よって3名について抽選によつた結果鹿児島大学長が当選した。

(4) 管理職(ILO)の問題について

管理職の問題について各地区の理事から次のような報告が行なわれた。

① 東北地区

東北地区では7大学が集まって情報交換を行なった、福島大学では人事院から出された「別表」に示されたものを管理職とする考えである。教授会のメンバーに講師まで入っているので事情は複雑である。山形大学、岩手大学でもほぼ同じだが教授全員

をとの意見はない。秋田大学、宮城教育大学はまだ聞いていない。東北大学は大学全体としてはまとまらないが、学部だけの意見として医学部は教授全員、他はそうでもない。弘前大学は全体として教授全員にすべきであるとの意見が医学部から活発に出ている。それなら他の学部の教授も管理職にすべきであるという考え方である。病院関係の教授全員が管理職であるなら、基礎の教授も管理職であってよい、差がつくのは困る。例えば医局員や教室員の選考或いは管理の面でも臨床も基礎も変らない。農学部、理学部なども基礎医学の教授が管理職であるなら他も管理職でないのはおかしい、本質はあまり変りないので教授はすべて管理職だとする考え方で教授会の足並みをそろえたいというにあるようである。

② 関東甲信越地区

関東甲信越地区は東大で懇談会を開いた。大学によって事情が違うがある程度共通の点を抜き出してまとめたものである。

- 1) 別表中、学長、部局長、評議員まではある程度理由があり、応じてよいではないか。
- 2) 教授については、別表の教授は人事院と協議して定める、となつて、全員を管理職とするという趣旨ではなく、大学の事情によって必要の場合には人事院と協議して指定するが、場合によっては該当者がなくてもよいものと了解するのが妥当である。
- 3) 単科大学の場合は、それぞれ大学の内部で教授会以外に実質的に評議会に相当するような学内限りの機関があるならばその構成員を管理職と考えるのが穏当で

ある。

- 4) 医学関係は事情が違って、臨床の教授は病院の診療部門の長という観点から理解すべきである。従つて臨床と基礎と同一に扱うことは問題がある。また病院関係については婦長等の問題が残っているが、ほぼ別表どおりでよい。

以上の点は、一応共通の了解に立つということであつて、画一的に考える趣旨ではない。一応やつて見て実情に添わないものが出たら、改めて追加しあるいは削ることも考えるべきであろう。

③ 中部地区（東海、北陸地区）

12月13、14日に各大学の事情を話し合った。大体の傾向として、名古屋大学、三重大学は評議員を名古屋工業大学では評議員に代わり主任を管理職にする考えのようである。福井大学は未定、静岡大学ではまだはっきり決めていないが小委員会を設けて検討している、金沢大学でも同様である、富山大学ではまだ大学全体としてはっきり決めていないが工学部は全員、経済学部は評議員だけ、薬学部は全員かあるいは零かの考えである。愛知教育大学、岐阜大学ではまだまとめていないが大勢に従いたい。結局まだ時間もあるので検討しているのが実状である。

④ 近畿地区

10月21日に話しあつたが、大部分の大学はまだ意見が決まっていないが、一応足並みをそろえた方がいいと考えている。教授は全員との考え、評議員のみとする考えなど色々ある。唯教授会全員となると、助教授も入っている大学では、問題が残るようである。その他他の地区と同じような意見

も出ている。

⑤ 中国、四国地区

10月13日に7大学(鳥取大、広島大は欠)が集まって、岡山大学で大体の傾向や情勢等について話し合いが行なわれた。どの大学もまだまとまっていないが、4大学では人事院と協議する教授はないもようであり、1大学は全学部教授を、2大学では0とする学部と教授全部という学部があり、医、薬、工学部は全教授を、文理、法、経済学部では教授は入れない。農学部は入れた方が望ましいというのと、望ましくないというのがある、学科主任は入れても、入れなくともどちらでもよい。以上が概要である。

⑥ 九州地区

8月末と9月初めと2回話し合いを行なったが大体関東甲信越地区と同じ見方の線である、評議員は管理職、教授は全学的な任務を持っている委員などは管理職と考える。事務部門は別表に示されている者について、現実に照らして労使関係についてよく調整の上処理する。医学部では臨床教授は当然管理職にする。ただ急いで結論を出さずに慎重にやることになった。

以上、それぞれ報告が行なわれた後、各委員から次のような発言がなされた。

- 今回管理職になると、将来、管理職手当が出るのかどうか、また地位序列に関係するかの発言に対し、そのことは対象が別で関係がないものと解する。
- 会長より、国大協として画一的に決めるのもどうかと思うが、それかといったらばらばらでもどうか、幾つかの点で了解できる観点が出ればなるべくその線でまとめていきたいと思う。(文部省は慎重で、教授に

についても大学が人事院と個々の立場での話し合いによることとしている)。学部長、部局長、教授中のどの範囲を考えるかまた単科大学の管理職の範囲をどうするか、医学部、病院については、どう考えるか施設の長等はどうか、別表についてそのまま動かないものとしてアクセプトするのがよいのか、かなり動く別表と見るかなど国大協としても可能ならば一応の了解のようなものを考えることはどうか、この問題について国大協としてのとるべき態度についてご意見をうかがいたい。

- 奥田副会長より近畿地区の学長会議を開いた時も各大学とも個々の判断に困っていたので理事会として一応了解事項として大体の見解がまとまれば、大いに参考になるのではないかな。
- 単科大学では評議会に当たるものがあればそれで結構である、但し教授全員とするのは不自然である。
- 各教室の責任者である教授が管理職には入れないのはいけないのではないかな。大学というものは教授の中から学部長を選ぶ、それが評議会、教授会を構成し、学長を選ぶという考え方は誤りだろうか。
- 管理運営とこの場合の管理職員とは観念的に違うからといって、大局的に言って教授会を二つに分けることがよいかどうか。団体交渉の事項に限られるといっても学部長、学長がもち帰って交渉事項を相談する教授会、評議会の中にも組合員が居るというのでは具合が悪いのではないかな。
- 然し同様のことは大学に限らず一般の会社にもあると思われる、対立することが避けられないのは避けられないものとして現実的に方

策を考える外はないと思う、これは人事院の苦心の策だと思う。教授が教授会の構成員として管理運営について全面的に責任があるとは考えているが、この場合の問題とは別けて考えた方がよい。教授会の構成員の中に職員団体の者とそうでない者があるというのは割り切れないとの感じの話はわかるが、避けられないことである。

○大学が協議して定める教授と書いてあるから全教授ではないことは明らかだ。管理職とは大学全体に関係した職務についたもの位に統一して考えてはどうか。

○会長より管理職の選出を他から強いられるようになってしまったと思う。理事会としては、了解或いは申し合わせはしないで事情に応じて各大学の自主的判断に任せるのがよいのか、ある程度了解に達したら、その了解の線に添うて足並をそろえるのがよいのか、について質され、これに対して、「管理職」の意味をどう了解しておくか、その大所の考え方を統一しておくことが望ましい、単科大学と総合大学では事情が違うが根本的な理念を了解して、それによって各大学で考える位の申し合わせは是非必要である。紛争的にもなりそうな問題を放っておくわけにもいかないし、個々の立場で述べるのも一つの方法ではあるが、共通の了解があった方が大学のためにはいいことである。分野のいかんにかかわらず教授を一律に管理職としたりおさまりがつかない。

○この管理職の意味と管理運営とはどこが違うのだということを各大学に流しておけば太い線が出てくると思う。

○ 会長よりこの問題について労働法、行政法の各関係者の意見も聞いて検討して来たが、できるだけ数を制限して、協議で決め

る者位にしておかないと、もし教授が一律に管理職になることになるとうめんどうな問題が起こると思う。国立大学では事実上4割近いものが職員団体に加入している現状から考えるとやっかいである。国立大学の項の（ ）の中を上手に活用していくべきではないかとの発言に対し、大学の秩序維持のためには、範囲をせばめておくことが考えられ、全教授を入れる必要はないと思う。管理職がいいのか悪いのかはともかくとして、大きな枠をもうけた方が望ましいのではないかと思う。

取扱い方について、ここでいう管理職とはこういう意味の管理職だということをパンフにして各大学に送って欲しい。管理職の解釈が決まれば一つの方角に向かっていくと思う、例えば管理職の意味するものは何か管理運営の場合の管理と、この労使関係からの管理職の管理とはどう違うかということ等。会長より、取りまとめて送ることとしたい、それによって検討し取りまとめたのを総会か或いは総会前の理事会に報告して検討したい旨が述べられ、次いで奥田副会長より現に文部省と事務局長とで話しを進めているが、個々の最終決定は総会後にして欲しいと申し入れをしたいと思っている、京大では学部長会議で相談したが人事院と協議して決める教授は0ということで相談している。

さらに会長より、(1)材料をととのえて送付することと、(2)総会前日の理事会で引き続き話し合い、総会にも報告する。(3)文部省へは総会前に最終決定はしないよう申し入れることとする。なお、各地区の主要点を文章にして国大協の方にお送りして欲しい旨述べられ、了承された。

(5) 一期校、二期校の問題について

長谷川理事（第2常置委員長）より、7月11日及び9月22日の議事要録を、さきにお配りしてあるが、ご覧のように、本問題は何とか考えねばならない段階に来たと思う。重要な問題であり総会で議論を願って、できれば昭和43年度から実施してはと思っている。総会に提案するかどうか、提案するとすれば具体的な案を作らなければならない。そもそも本問題は、十数年前に国立大学を2回受験するチャンスを与えたいという考えから起こったものであるが現在ではこの趣旨は崩れ、二期校は二流校だなどの考えまででて来た。各大学からのアンケートによって見ても一期校から二期校への移行希望はなく、二期校から一期校に移行したいというのが多い。現行の制度は残しておいて、一応自主的に各大学が決めてやって見る、そして2～3年間は変更しないことも考えられる。ご意見があれば伺って検討したいと思う旨の発言があった後、各委員から次のような発言があった。

①区別をするということではなく、選ぶということ、即ち一、二期の区分は残しておいて選択は自由にするべきである。今後3年間自由に行なって見て、アンバランスになれば話しあって調整するという考え方もある。②地区ごとに希望を出して調整し、全体から見て調整していいとはいかがかと思う。③区分の趣旨が2度受けさせるにあるとすれば、機械的に毎年交替したらどうか、など種々の意見が出された。

以上のような発言があった後、長谷川委員長より本日このあとの第2常置委員会では総会に提案するというを中心にして話し合っていくた

い旨が述べられました承された。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和41年11月28日午後3時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長

奥田、福田各副会長

古市、佐藤、長谷川、和達、実吉、

三輪、増田、石橋、渡辺、篠原、八

木、久保、赤木、前川、遠城寺各理

事

赤堀、松平各監事

大河内会長主宰のもとに開会。

1. 理事の交代について

会長から、杉野目北海道大学長の退任に伴い、古市北海道大学新学長が理事に就任した旨紹介があった。

2. 科学技術基本法案（仮称）に対する意見の要旨について

会長から、科学技術基本法案（仮称）は、前国会で一応棚上げされたが、再度通常国会に提案される情勢にあることから、これまでの意見書等の要点を整理し、「科学技術基本法（仮称）に対する意見の要旨」（49頁）を作成して会長及び渡辺（静岡）、石橋（金沢）、三輪（東京教育）各委員と有田文部大臣に会い、これを手渡して、国大協が科学技術基本法案（仮称）に対して、これまでにとってきた主な点を説明し、今後と同様な考え方であることを伝え協力方を要請した。

また、その席で大臣より、人文科学に関する長期的計画として、どのようなものが考えられるか示してほしいとのことであったので、関係者の意見を聞いて、早い機会にとりまとめ回答したい旨報告があり了承された。

3. 第38回総会日程について

会長から、今回の総会は会場の都合で日本学術会議講堂で開催すること、および総会日程について、説明があり承認された。

4. 「学生問題に関する所見」について

会長から、「学生問題に関する所見」は前回の理事会において特別委員会の名で公表することが申し合わされていること及び公表後における各大学の取扱いについては「各大学はこれを学生問題に関する参考資料とする」ことについて総会の了承を必要とするので、これを今回の総会で諮り、併せて奥田学生問題特別委員会委員長から、内容について報告し、了承を得たい。また、この所見発表の際、委員長談話を併せて公表することもこの理事会の承認を得て総会の了承を得たい旨述べ、奥田委員長から各大学からの意見及び特別委員会における審議の経過について報告があり、各々承認された。

5. 各常置委員会報告

○石橋第1常置委員会委員長から、大学院設置基準をめぐる問題点について、同委員会が各大学に対して、アンケートを求めた結果について報告があり、来年6月の総会までに結論がでよう手続きを進めたい旨を述べこれを総会に報告することが了承された。

なお、当問題については、学術会議と懇談の機会を持つことが必要である旨の意見があった。

○長谷川第2常置委員会委員長から、国立大学の入試期日いわゆる一期校二期校の問題について、同委員会で実施した各大学に対するアンケートの結果及び同委員会における審議の経過について報告あり、各委員から、

①この問題を国大協で検討していることが

新聞に報道されると社会的にかなり影響を及ぼすので慎重に取り扱うことが必要である。

②委員会の案では一期校二期校の問題を結局大学間の自主的調整によって解決しようとしているがその成否が疑問である。

③改善の策として、二期校中特に一期校になることを希望する大学について個別的に対策をたてることも考えられる等の意見が出され、結局委員会作成の資料を総会で朗読し配付はしないことになった。

○三輪第3常置委員会委員長から、大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について、本年の実施状況の報告があり、42年度も本年同様の線で努力したい旨提案があり、総会で趣旨の徹底方について要望することが了承された。

また同じく三輪委員長から学生部職員の待遇改善について管理職手当の不均衡は正や人事の行きづまりを打開する必要がある旨報告があり、総会に提案することが了承された。

○篠原第5常置委員会委員長から、大学間の協力及び国際交流の強化について要望書を提出したい。また国際交流の強化に関して、各大学に対してアンケートを実施したい旨提案があり総会に諮ることが了承された。

なお、同じく篠原委員長より、琉球大学長から、非常勤講師が長期間琉球大学に派遣されるよう助力方依頼の要望があったので総会に諮りたい旨述べ了承された。

6. そ の 他

○会長から、別紙「人事院規則17-0別表の国立大学管理職員等について」は、各大学が管理職を定める場合の各大学の了解事項とする目的で作成したこと、及びこの内容である6点について説明があり、この理事会の了解事

項とすること及びこれを総会に諮ることが了承された。

- 長谷川第2常置委員会委員長から、教養部特別委員会の設置の意見書について説明があり、検討されたが各委員から①教養部というより、教養課程全体の問題として考えた方がよい②どの委員会で本問題を取り扱うかはなお検討を要するとの意見が出され、図書館に関する特別委員会設置の問題とともに42年2月の第1常置委員会で検討し、そのうえで理事会に諮ることとなった。

(3) 第38回総会議事要録(第1日)

日 時 昭和41年11月29日(火) 午前10時

場 所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶に続いて、オブザーバーとして出席の琉球大学の安里学長を紹介された後、本日代理出席の山形大学谷口学生部長及び室蘭工業大学の松木図書館長を紹介し、引き続いて本総会の議事日程について説明があり、了承された。

ついで鶴田事務局長から会議資料について説明があった。

I 会 務 報 告

1. 学長の交代について

会長から、前総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	旧学長
北海道大学	古市 二郎	杉野目晴貞
埼玉大学	和達 清夫	藤岡 由夫
東京工業大学	実吉 純一	大山 義年
東京水産大学	黒沼 勝造	関根 隆
神戸商船大学	小田 義士	小谷 信市
広島大学	川村智治郎	小川 二郎

(事務取扱)

長 崎 大 学 後藤 敏郎 和泉 成之

2. 理事の交代について

会長から、学長の交代に伴い理事の交代について次のとおり披露があった。

新 理 事

旧 理 事

実吉 純一(東京工業大学) 大山 義年
和達 清夫(埼玉大学) 藤岡 由夫
古市 二郎(北海道大学) 杉野目晴貞

なお会長から、新理事の任期については、前任者の残任期間であるので、来年6月末日までである旨併せて報告があった。

3. 副会長および各委員会委員長の交代について

会長から、杉野目前副会長の退官に伴い、11月5日の理事会で互選した結果、福田鹿児島大学長が後任に選任された。なお福田学長は、従来第2常置委員会委員であったので、このため第2常置委員会は、1名の欠員が生じた。また副会長は、大学運営協議会の委員となるほか、実行上学生問題特別委員会、学生急増対策特別委員会、科学技術行政特別委員会の委員をお願いすることになっているので、福田学長には今後これらの委員会にも参加願う。

また、学生問題特別委員会の委員長には、杉野目氏の退官に伴い奥田副会長が、科学技術行政特別委員会委員長には、大山氏の退官に伴い和達埼玉大学長がそれぞれ就任された旨報告があった。

4. 要望書の提出について

①大学保健管理の改善整備について、②昭和42年度予算に関する要望について、③教育系の大学・学部の整備充実および学生定員についての各要望書については、前総会の際そ

れぞれの委員長から趣旨の説明があり、文案の作成、提出時期等委員長に一任されていたが、その後各常置委員会で成案を得理事会の了承を得て文部大臣を初め、関係各方面に提出したので了承されたい。(会報34号38頁参照)。なお、「欠員不補充について」の要望書は、大学の事務系職員の欠員不補充措置の撤回に関するものであり、過去数回提出要望してきたが、なんら実効がないので、8月27日改めて文部省、大蔵省、行政管理庁に提出し、その趣旨を説明した。

5. 科学技術基本法案(仮称)について

科学技術基本法案(仮称)については、過去数回特別委員会から国立大学協会の意見を出してきた。この法案は、一時国会日程が棚上げされていたが、最近多少修正されたうえ、再び国会に提案されるような動きがあり、かつ、文部大臣が交代した折でもあるので、去る11月14日渡辺、石橋、三輪各委員と私が同道して有田文部大臣をたずね、今までの経緯および国立大学協会としての意見を要約したものを手交して詳細説明しまた要望した。

また、科学技術行政特別委員会は、杉野目、藤岡、大山各委員の退官に伴い委員に欠員が生じたので、後任として古市北海道大学長、和達埼玉大学長、八木神戸大学長がそれぞれ委員に就任された。なお本委員会は、当初緊急な事態が多かったため、東京近郊の学長に委員をお願いしてきたが、従来委員の出ていない地区すなわち中国・四国地区から川村広島大学長、九州地区から玖村福岡教育大学長に委員としてご参加願うこととなった。

6. 大学運営協議会について

大学運営協議会は、7月4日に学生問題について懇談会を開いた以外、特別な会合は開

催しなかった。

7. 特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会は、7月12日に小委員会を開催して昭和42年度の基準予算について国立大学側の意見を述べるとともに、このことについて意見の交換を行なった。なお、国立大学協会側の委員として従来大山東京工業大学長および杉野目北海道大学長が委員であったが、両氏が退官されたので、和達埼玉大学長、田中佐賀大学長および福田山梨大学長の3学長に参加願うこととしたので報告する。

II 議 事

1. 古市北海道大学長の常置委員会の所属について

会長から、北海道大学長の交代に伴い常置委員会の所属について決定願いたい。従来杉野目氏は副会長であったため、常置委員会には所属していなかったが、副会長の後任に福田学長が就任されたので、福田学長の属していた第2常置委員会が欠員になっている。そこで古市学長が第2常置委員会に所属すれば全体の調整が円滑にゆくと思われるがいかがかと諮られ、異議なく承認された。

2. 昭和41年度追加予算について

鶴田事務局長から、「大学の管理運営に関する意見書」および「学生問題に関する所見」の印刷頒布に関連して昭和41年度の予算に追加されたい旨の説明があり、異議なく承認された。

3. 学生問題に関する所見について

会長から、この所見については前回の総会で「総会で決定し、国立大学協会名をもって公表する」ことに決定されたのであったが、学生問題特別委員会で引き続きその内容および扱いについて検討した理事会においても

審議した結果、この所見の扱いは、総会に諮って、特別委員会の名で公表するようにした方が適当であろうということになった。その理由は、学生問題は大学の管理運営等 Management なものと多少性格を異にするし、学生問題については大学毎にその性質も処理上の伝統も異なっているもので、国立大学協会として画一的に決定し公表するよりは、改めて今回の総会で了承を得て特別委員会の名で公表し、各大学はこれを参考資料とすることにした方が妥当であろうということである。よって、本所見の取り扱いは、上記の理由により、委員会名をもって公表し、各大学は学生問題に対する参考資料としていただくこととし、所見に網羅できなかった事項は、委員長談話として発表したいと、この取扱いについて諮り、異議なく提案のとおり了承された。

ついで、奥田委員長から、特別委員会の経過ならびに結果について説明があった。(会報第34号32頁)

以上に続いて委員長談話について審議した結果、異議なく原案どおり承認された。

4. 各常置委員会報告について

(1) 第5常置委員会

篠原委員長から、次のとおり報告があった。

9月20日、11月28日に委員会を開き、11月3日に専門委員会を開いた結果、昨年提出した「国立大学間の協力ならびに国際交流による研究・教育の強化」について、事態の進展に伴い修正を加えて再度要望書を出したいということになった。

次に留学生問題について、現在国費留学生は国立大学に約220人在学しているが、国際交流の見地から、国立大学で大幅に留

学生を受け入れるべきであるという意見が出てきている。しかし、現在国立大学で留学生を受け入れるには、留学生は定員外であること。指導する教官数、施設、日本語の問題等困難な事例が多い。そこでこの問題を前向きに取り上げるための資料を作りたいので、各大学が留学生の受け入れに対してどのような考えをもっているか。また、現在の教員組織、施設で受け入れ可能な留学生の数、現在の教員組織、施設等を改善した場合に、どの程度まで受け入れ可能かについて第5常置委員会として調査したい。

以上の報告について審議した結果、「国立大学間の協力ならびに国際交流に関する要望書」については、原案どおり承認され、留学生問題に関する調査についても異議なく了承された。

(会長所用により奥田副会長議事を進行)

なお篠原委員長から、このたび琉球大学長から、同大学の充実を計るため、本土から教官の派遣をお願いしているが、その期間が短いため、教官と学生との接触がじゅうぶん保てないので、ある程度長期間派遣されるよう依頼があったので、第5常置委員会でこの問題について今後検討することとなった旨併せて報告があった。

ついで安里琉球大学長から、本土からの教官派遣については、種々ご協力願っているが、その期間が4～5週間と短いため、いきおい集中講義の形態をとらざるをえないこととなり、学生も無理をしいられることとなるし、教官と学生の人的交流もじゅうぶん行なえない。そこでせっかく派遣していただくのであるから、人的交流についてまで考慮願いたい。一方、琉球政府で公

務員になるためには、琉球に籍のある者でなければならない等困難な問題があるが、その点でも本土の教官各位の理解と支援をお願いしたい。そこで期間をせめて1学期間位に延長してもらえれば、滞在費等については便宜を計りたいので、よろしくご協力願いたい旨の説明があった。

以上に続いて長谷川徳島大学長から、大学間の研究協力に関連してわが国の災害科学の現状について詳細な説明があり、これの研究を推進するための講座、研究部門の設置について各大学が予算要求されたい旨の要望があった。

(2) 第3常置委員会

三輪委員長から、次のとおり報告があった。

昭和42年度卒業予定者のための推薦選考開始時期については、例年どおり技術系については6月1日、その他については7月1日から説明会を開き、求人側に対する卒業予定者の推薦は10月1日から行なうことを申し合わせたい。これは従来とも国公立大学で申し合わせていることであるが、各大学でもできるだけこの申し合わせを遵守して頂きたい。

近年、学生運動が大きな問題となり、そのために費やす大学の労力と時間は大変なものである。このため学生部の重要さが増しているにもかかわらず、学生部の職員については事務局の職員に比してその待遇が必ずしもよくない。例えば、学生部の次長の管理職手当が16%で、次長に相当する事務局の部長のそれは20%であり、課長は、学生部関係12%に対し、事務局関係のそれは16%である。また、大学院のある大学の

教授が学生部長を併任すると、大学院の調整額があるため、学生部長としての手当が下げられるし、事務局の課長が学生部の課長になると手当が下げられる等の理由で優秀な人材が学生部に得られないし、学生部職員の勤労意欲も阻害される等の弊害が生じている。そこで実際問題として学生部職員の待遇を事務局と同等に扱うことを人事院にも要請してきたし、事務局と学生部の人事交流については、文部省に要望してきたが、一挙にこれらの問題を解決することは困難なので、まず学生部の次長と事務局の部長とを同格に扱うことから漸次解決していきたい。一方、人事交流については、課長補佐以上は文部省が行なうので、そのことを文部省にも要望するが、係長以下の人事については、各大学長の権限であるので、各学長が事務局長とも相談して学内の人事交流が円滑にゆくよう努力願いたい。

さる6月の国会で雇用対策法が成立し、労働省が中心になって雇用対策の強化を進めることとなったが、対象は高、中学校卒業者が中心で、大学卒業者に直ちにこの法律の基準が適用されることはないと思われるので、一応静観している。

以上の報告に続いて、学生部職員の待遇改善の趣旨には賛成するが、学生の課外活動のための施設を充実することも大切なことなので、これらについても今後検討されたい旨の意見があり、いずれそれらも考えていきたい旨の応答があった。

(3) 第4常置委員会

遠城寺委員長から、次のとおり報告があった。

保健管理センターの設置およびその経常

的経費の増額について「大学保健管理の改善整備について」の要望書（会報第34号38頁）を8月30日に関係各方面に提出し、9月19日に文部省と大蔵省に対して口頭で説明した。これはいうまでもなく、本年度から東京、京都、島根、長崎の4大学に保健管理センターが設置されたが、その成績がよいと考えられるので引き続きこの設置を要求し、全大学に早くこの施設が設けられるよう努力する（来年度は10大学に設置するよう要求されていると聞く）。他方センターができれば、健康診断の内容が向上することに伴い、その経常的経費が大幅に必要となるので、その増額も併せて要求した。なお、すでに設置された4大学のセンターについては、今後そのあり方等について研究するが、それら既設のセンターの運営如何によって今後他の大学に設置されるか否かに係わる。そこで一応現状を申し上げれば、長崎大学では早くから体制を固め研究してきたが、本年から臨床心理学の関係者もセンター運営の一翼を担うこととなったが、嘱託医の増員がどうしても必要である。島根大学は、医学部のない大学のセンターとして注目をあびたが、鳥取大学医学部の応援を得て活動している。京都、東京両大学は、古くからの診療施設と合同して保健管理の実を上げている。なお長崎大学の結果では、休学の47%は精神異状の理由によるもので、結核は26%前後となっているので、今後は精神医学に力を入れるようにしたい。しかし一方では、近年結核も増加のきざしがあるのでこの点も注意したい。以上のことを参考にして、明年度保健管理センターを設置する予定の大学は、開

設と同時に動けるように人選等をあらかじめ考慮し準備してほしいとのことであるので、お伝えしたい。

(4) 第6常置委員会

増田委員長から、次のとおり報告があった。

前回総会で承認された「欠員不補充について」の要望書については、提出の時期が任されていたので8月27日に副会長と実吉、前川両委員と私が同道して関係各方面に要望したが、行政管理庁では大学の特殊性を了解してくれた。

一方「昭和42年度予算に関する要望について」（会報第34号39頁）については、例年提出していることであるが、本年は具体的に詳しいものとした。この作成に当たっては、文部省とも連絡をとり、最も実現の可能性のありそうなものに重点をおいて作案、提出した。内容は教官当積算校費、教官研究費および学生当積算校費の増額、研究・教育設備および国立学校施設の整備充実についてである。

また、本年度予算の5%削減の話が出ているが、事務段階で細かい折衝をした結果、非常に僅かな率になる模様であるので、さし当たって第6常置委員会ではこの問題をとり上げないこととした。

(5) 第7常置委員会

高坂委員長から、次のとおり報告があった。

前回総会で提出することの了解を得た「教育系の大学・学部の整備充実および学生定員について」の要望書は、8月26日の委員会で案文を作り、理事会で審議した結果、修正の要があるとのことであったので、

10月18日に委員会を開き最終案を作った。内容は、教員組織、特に一般教育担当の教員組織については多少整備、充実されてはきたが、じゅうぶんでないので、なお配慮されたいということと、設備、施設の充実の2点についてである。なお、この要望書は10月21日増田第6常置委員会委員長とともに文部省を初め、大蔵省等関係者に提出し、要望した。

5. 1967年ユニバーシアード東京大会について
ユニバーシアード東京大会組織委員会の佐々木部長から、1967年ユニバーシアード東京大会について大略次のような説明および依頼があった。

ユニバーシアードの大会は、従来ヨーロッパで行われてきたもので、アジアで開催されるのは今回が初めてであり55カ国、3,000名の参加が予想されている。これはいうまでもなく、世界の大学生の集りであるので、この大会と並行して大学スポーツ研究会議および芸術展示を行なう予定である。芸術展示の写真募集は、改めて依頼するが、なお、選手村に図書室を設けることも企画している。その他の勉学の方途についても積極的に協力したいが、予算的には一昨年行なわれたオリンピック東京大会が約100億円であったのに対して11億円であるので、学生自らの大会であるという意識のもとに大学の理解と協力をお願いしたい。そこで、学生の協力を全面的に依頼することとなり、通訳等もお願いするが、謝礼はじゅうぶんできないと思う。またその意味から、各大学には精神的な援助をお願いすることになるが、世界の大学から参加するのであるから、それらの者を迎える意味で、全国の大学から代表者を2名ずつ開会式と閉

会式に参加させていただきたい。その際には校旗を用意願ひ、それを持って入場行進を行ないたい。また、各大学から参加される学生については、開会式、閉会式以外にも大会期間中積極的に観戦してもらひ、キャンプファイヤー等にも参加してもらひなど、交歓には極力協力願ひたいが、各大学から派遣願ひう学生の旅費については、各大学で負担されるよう配慮されたい。その他大会の日程、方法等については、別紙のとおりであるので、よろしくご協力願ひたい。

(4) 第38回総会議事要録 (第2日)

日 時 昭和41年11月30日(水) 午前10時

場 所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

会長から、本日は第1常置委員会および第2常置委員会の報告とその他若干の議題についてご協議願ひたい旨を述べ、それぞれ各委員長より報告があり、協議が行なわれた。

1. 第1常置委員会報告について

石橋委員長から、次のとおり報告があった。

大学院設置基準に関して、東京大学の安藤、植村両教授と一橋大学の市原教授に専門委員をお願いして検討してきた。その第1段階として「大学院設置基準をめぐる問題点」をとりまとめ、各大学に送付して意見を伺った。これはあくまで将来の大学院問題を左右する重要なことでもあるので、慎重を期して時間を長くとり行なったものである。その結果56大学から回答が寄せられ、それに基づいて第1常置委員会で意見の交換を行なうと同時に、各大学から寄せられた意見の整理を行なった。そしてこの意見を基にして改めて大学院設置基準に対する意見の粗案を2月末まで

にまとめ、その案を再び各大学に照会し、その意見に基づいて案を練り、6月の総会に付議して決定したい。これは、6月末までにまとめれば、文部省の歩調とも合うのでこのような手順にした。なお、各大学から寄せられた意見の主な事項は、法制化は時期尚早である。法制化の方向には向かうが、基準では重点だけを定め、細部まで決めることは困る。大学院のレベルを低下させないことは重要なことであるが、基準をあまり高く置くと各大学がついていけなくなるので、その辺を配慮されたい等であったが、詳細については専門委員からご説明願う。

ついで安藤専門委員から、各大学の意見は別表のとおり整理し、これに基づいて2月末までに原案をまとめ各大学に送付する予定である。それに対する意見をまとめて大学院設置基準に対する意見の原案を作り、6月の総会で決定したいというのが第1常置委員会の意向である。日本学術会議の学術体制委員会からもこの問題について国立大学協会の意向をきいてきたが、現在とりまとめ中なので口頭で現状を説明しておいた。一方文部省の状況は必ずしも明確でないが、6月の総会でも間に合うようである。文部省としては国立大学協会として決定する前にこの問題について懇談したい旨の申し入れがあった。また、各大学から寄せられた意見中特に問題となっている個所は、大学院の本質論、大学院設置基準をめぐる問題、予算、施設の要望がおり込まれているが、これをどのように扱うか。また、新制大学院の制度は定着していないので、制度が確立してから法制化すべきである等の意見であったが、全体としてはあまり急いで決めるべきではないということであると思う旨

の説明があり、別表中各大学の意見について大略の説明があった。

以上の報告および説明があったのち、大学院と学部、研究所の関係、特に研究所の大学院教育への関与。教養部と大学院の連繫。大学院の予算のたて方、大学院の教員組織のあり方。大学院の修業年限等について活発な意見の開陳および質疑応答があったのち、会長から、以上の各意見は大学院設置基準の当面の問題とは一寸異なったものと思うので、その点まで研究するには時間が必要と思われる。したがって、基準は基準として、他の問題とは一応切り離して考えた方がよいと思われる。しかし、大学院のこれらの問題は、学部とも関連して重要な問題であるので、国立大学協会としても設置基準の問題と並行してじゅうぶん検討したい旨の発言があり、了承された。

2. 新設大学拡充特別委員会委員長の決定について

会長から、藤岡委員長の退官に伴いこの委員会の委員長が欠員になった。しかし、最近特別な問題もなかったので開催しなかったが、委員長については、今後理事会でも検討して、早い機会に補充をお願いしたい旨の発言があり、了承された。

3. 国立大学の管理職員等について

会長から、このたび人事院規則の一部が改正されたが、同規則17—0別表の管理職の範囲が必ずしも明確でないので、国立大学協会としても種々検討してきた。その結果一応の結論に達したので、これを11月28日の理事会に諮り、了承を得た。そこでこれを総会に報告し、理事会の了解事項にとどめるか、総会での了解事項とするかご審議願いたい。なお、

この了解事項は、各大学がこの基準で行なってみて、改正の必要が生じたときは改めるよう努力していきたい。しかし、同じ国立大学の間であまりに不均等でも困るので、一応理事会では了解事項としたものである旨、経過について報告があり、別紙（ 頁参照）について概略説明があった。これに対してこの問題については、各大学のみならず、学部によっても考え方が必ずしも同一でない。このことは教官の管理職に対する理解不足から生じているものと思われるので、理事会で了承されたものを各大学に送付してもらいたい旨の意見があり、この問題は、一応理事会で了承されたものを各大学に送るということで了承された。

また会長から、今後各大学で管理職員の範囲について問題が生じたときは、国立大学協会に連絡願えれば、協力をおしまない旨の補足があった。（会長所用により福田副会長議事を進行）

4. 第2常置委員会報告について

長谷川委員長から、次のとおり報告があった。

第2常置委員会としては、前回総会以後7回の委員会を開いて入学試験、一期、二期校の問題等検討してきた（会報第34号22—24頁）。その結果、大体次のような結論に達した。

- (1) 能研テストについては、今後もなお追跡調査に協力する。
- (2) 一、二期校の問題については、発足してから十数年もたち、社会状況も変わり種々不都合が生じたので検討している。元来この制度は、受験生に2度受験の機会を与えるという趣旨であったが、例えば、外国語大学に入りたい者は、東京も大阪もともに

二期校で、商船大学も東京と神戸がともに二期校である。また、教育系大学、学部はほとんどが二期校であり、関東地方での法学部は、一期校の入学定員650名であるのに、二期校零であるなど、内容的に非常に不均衡である。そこで前回の総会で了承を得て各大学に一、二期校区分についてアンケートをお願いした次第である。いずれにしても数字のうえでこのような不平等がでている以上、国立大学協会としてなんらかの手段を講じなければならないが、この問題は受験する側にも関係しており、大学の格差等心理的な問題もあるので、複雑な問題である。

- (3) そこで、国立大学の入試期日については、第2常置委員会としてほぼ次のような案に達した。なお、いずれにしても、この問題については、一応各大学の希望をきいて、さらにそれに基づいて検討することとなっている旨が述べられ次の委員会案が朗読された。

記

本委員会では、国立大学の入学試験に関する諸問題を継続審議中であるが、これらのうち、国立大学の入学試験実施の期日について、実施可能と考えられる次の案を得たので、これを総会に報告する。

本委員会が入試期日を問題とした理由

- 1) 先般のアンケートの結果にも現われたように、現行の国立大学の入試期日については、多くの問題があること。
- 2) 現行の入試期日は、諸記録によれば、本来、国立大学協会の意見によって定められたものであること。
- 3) 入試期日の決定方法を改めることが、大学

の入試全般を改善する上に、現実的には最も大きな効果を及ぼすものの一つであると考えられること。

・本委員会の提案

1) 国立大学の入試期日は、教育界ならびに社会一般に及ぼす影響その他諸般の事情を充分に考慮して決定する。ただし、その決定の及ぼす影響を考慮して、3年ないし5年間は同一期日で行ない、これを変更する場合は、2年以前にその期日を公表する。

2) 入試期日の決定は、国立大学以外の大学との関係等も考慮し、関係機関と協議のうえ、一定の入試期間を定め、そのなかで行なう。

3) その入試期間中における入試期日の決定には、次の二つの方式が考えられる。

(a) 一定期間を定め、その間に含まれるならば、同一地域の国立大学間または専門領域を同じくする国立大学間において充分に協議の上、その期日を決定しうる。

(b) 一定期間を定め、その期間内に実施すべき期日を前後の二通りとし、同一地域の国立大学間または専門領域を同じくする国立大学間において充分に協議の上、そのうちのいずれかを決定しうる。

(注) なお、以上の方法により実施案を得る過程においては、必要に応じ関係機関とも緊密な連絡をとり、実施に際し遺憾のないよう充分な措置を講ずる必要がある。

・本委員会の提案の利点

本委員会の提案のように、入試期日を決定しうることによって、次のような利点があると考えられる。

1) 各国立大学が、入学せしめようとする学生に適した者が出願しやすい期日に入試が行なわれることとなる。

2) 各国立大学の入試実施能力に応じた規模の出願者数に止めうる期日に入試が行なわれることとなる。

3) 同一地域の国立大学または専門領域を同じくする国立大学の志願者に公平な機会を与えることとなる。

4) 各国立大学が、それぞれの特色を発揮する方向へ努力を傾けることとなる。

以上の説明に対し、大略次のような意見の交換が行なわれた。

各大学において、優秀な学生が入学できるような状態を作ることが必要であり、一、二期校を社会が差別しているか等についてもほり下げて、もう少し第2常置委員会で検討されたい。

一期、二期を各大学の自由とすると、全大学が一期校になる懸念もあるので、7大学を二期とする案や、一期、二期校を隔年ごとに入れかえる案も検討してよいと思う。

入試については、現在能研テストの導入等改善の方法がとられているが、入学試験が最近で技術的に流れ必ずしも好ましい結果が生じない。

このことは、一、二期校の配置が適当でないこととも関連して、当該大学が物理的に入試が公平、厳正に行なえないような状態になっている。このことは、第2常置委員会でまとめられた学生の入学定員表をみても明らかである。

二期校の学長として、大学所在県出身の学生が入学全体者の3割を下回することは、大学を各地に設置した精神に反する。これは同県出身者の優秀な者は一期校に入るか、二期校に入っても退学して一期校を受験するためである。

入試の問題は、受験者の心構え、大学教育の配慮、社会に及ぼす影響、入試に際しての人的、物的施設の確保の困難等広い観点から慎重に且つ充分に考え検討されたい。

最後に福田副会長から、本問題はまだ意見もあり検討の余地があるので以上の点をじゅうぶん考慮して、引き続きこの問題について第2常置委員会で、一期校の学長にも参加願って検討をお願いしたい旨を述べ、了承された。

5. その他

福田副会長から、12月16日付で赤堀大阪大学長、12月9日付で野村三重大学長が退官されるので、ご挨拶がある旨を述べ、それぞれ両学長から挨拶があった。

(5) 第6回事務連絡会議議事要録

日時 昭和41年12月1日(水) 午前9時半

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学事務局長

鶴田国立大学協会事務局長主宰のもとに開会。

1. 会長挨拶

大河内会長から大要次のとおりの挨拶が述べられた。

28・29の両日にわたり国立大学協会第38回総会が開かれ、無事終了した。その関係資料等については、一括して皆様に渡してあるとおりであるが、それに関連し、この際2・3の点について挨拶を兼ね申し上げておきたい。

(1) 今総会で、或いは総会までに、最も時間をかけたのは「学生問題に関する所見」で、これは取り扱いが非常にデリケートなことにかんがみ、従来の他の場合のように国立大学協会の名前で公表することを控え、その下部組織である学生問題特別委員会の名前で公表することが昨日の総会で了承された。

また、これが公表の是非についても意見があったが、結局、前に大学管理運営に関する意見書を発表した当時、学生管理の問

題については触れておらず、これについては別途検討中で、追って国大協の意見も出せる段取りになる旨約束していた関係もあり、それを今回は特別委員会として公表した。

従って、何れこの文書が各大学に配付されると思うが、必ずしもこの所見に拘束されず、自由な態度で各自の自主的な考えで処理願うことになっている。ただ国立大学協会の特別委員会では、学生問題についての考え方、問題点はだいたいこのように思慮されるというあらましの統一意見をまとめ、各大学にとって何らか参考に供すればという趣旨である。

これらについて誤解があるといけないので、事務局長各位におかれてもその点をお含みの上、この所見文書のお取扱いを願いたい。

(2) 「大学における教官の管理職の範囲」について、各大学の解釈がまちまちで、またいわゆる人事院の「管理職」という言葉の意味も非常に異なって了解されているところもあるので、国大協の中でそれらの点について予め相互了解しておくという判断に基づき、専門家を煩わし、また、各大学の実情に応じてこの点の話し合いを何回も繰り返した結果、配布資料12の6項目(61頁参照)の内容が理事会の了解事項として、昨日の総会でそれを早急に各大学あて配布する旨、附帯して了解された。

この内容事項は、各大学の事情により多少の凹凸は止むを得ないが、その取り扱いがあまりに相違することは決して好ましくないで、今回の管理職というものがどのような性格で、だいたいどの範囲の教官が

そこに入るのが穏当であるかという考え方の主な点を6項目にまとめたものであるが、これらの取り扱い、重要な問題であるのでよろしく検討願いたい。

- (3) 次に第3常置委員会で論議された問題であるが、現在大学の事務機構については事務局と学生部の二系列があり、この可否は一応別問題として、学生部に所属する職員の地位、待遇或いはプロモーションの問題が事務局に所属する職員にくらべて良くないということが各大学の比較的共同事情であるので、これが改善について先般当該委員長等が文部省および人事院の関係方面に出向いて、この点を強く要望した。

これに関連して第3常置委員会から事務連絡会議へのお願いとして、上級職員の人事権は文部省にあるが、係長以下の人事については各大学にあるので、その点大学内部の問題として学生部関係職員の地位、待遇等の改善について学内措置として出来得る限り検討願いたい旨、特に強い要望があったのでこれについても具体的にいま一段の考慮を願いたい。

- (4) そのほか、「大学院の設置基準の問題」「各大学の入学試験期日の問題」等について非常に活発な議論があった。しかし、これらは容易に決めかねる問題でもあるので、更にもう一段練って来年6月の総会には意見を公表しようという手はずになっている。ただこの入試期日のいわゆる一期校、二期校の取り扱いの問題は、第2常置委員会においてアンケート等大変苦勞して検討されているところであるが、対外的にいろいろ波紋の大きい問題なので、昨日の総会では現状における一応の結論的なものは刷りも

のとしては出さず、特に当該委員長からの口頭報告にとどめ、また外部新聞記者等のインタビューの際にもこの問題には触れなかった。

従って、そのような事情をお含みの上、今後とも協力願いたい。

- (5) だいたい以上の点が2日間にわたって審議された大要であるが、なお他に種々の問題について、個々の常置委員会ではこなし切れない大きな問題を沢山抱えている。殊に、ここ数年来大学入学志願者がふえ、また今の4年制大学の是非について基本的な国立大学のあり方や将来の姿について、どうもこのままでは良くないという考え方が各大学の間に非常に強くなつて来て居り、再検討の時期に直面している。

かような情勢にかんがみ、来年にかけて国立大学協会の各常置委員会および特別委員会では、年々個々に当面する要望書作成の問題或いは学生問題等もさることながら国立大学の研究・教育の全体の建て前や、制度についてもなお一層の具体的な検討に入りたいと考えているので、事務局長各位におかれては、今後ともこれらについて積極的な意見ならびに援助を願えればありがたい。

2. 新人事務局長の披露について

議事に先だち、鶴田局長から前回の事務連絡会議以後における新任局長の紹介があった。

長崎大学事務局長 安河内 醇

ついで鶴田局長から議事日程について、丁子主事から会議資料について、それぞれ配布された資料により説明があり議事に入った。

3. 第38回総会会務報告事項について

丁子主事

(1) 学長、役員等の異動は会報第34号65頁掲載のとおりであるが、その主なるものは、北海道大学杉野目学長退官に伴う①後任の副会長に福田鹿児島大学長（11月5日）②後任の学生問題特別委員会委員長に副会長奥田京都大学長（10月6日）③東京工業大学大山学長退官に伴う後任の科学技術行政特別委員会委員長に和達埼玉大学長（11月4日）がそれぞれ選任された。

(2) 前総会で決定された、次の要望書はそれぞれ関係方面に提出した。（会報第34号38頁～44頁および会報第33号30頁）

④ 大学保健管理の改善整備について（第4常置委員会）

⑤ 昭和42年度予算に関する要望について（第6常置委員会）

⑥ 教育系の大学・学部を整備充実および学生定員について（第7常置委員会）

⑦ 欠員不補充について（第6常置委員会）
なお、⑦に関連して前に各大学から提出願った資料の合計数は次のとおりであるが、これらは今後とも活用していきたい。

差し違いによる現員	40年度分	278
〃	41年度分	570
不補充措置による補充不能欠員		850
以上の総計		1,700
日雇雇用職員の現員		6,329
（いずれも昭和41年6月20日現在）		

(3) 大学運営協議会は、前総会以後開かれなかったが7月4日に当協議会の懇談会を開き、現在問題の起こっている大学の実情について詳細な話し合いがあった。

(4) 特別会計制度協議会も、7月12日に当協議会小委員会を開き、昭和42年度基準予算

編成について文部省と大学側の各小委員の間で話し合いがあった。

4. 第38回総会協議事項について 丁子主事

(1) 北海道大学杉野目学長が副会長であったため、特定の常置委員会には無所属であったところ、先般同学長の退官に伴う役員異動により、北海道大学は第2常置委員会（後任副会長、鹿児島大学福田学長の旧所属）に所属することが承認された。

(2) 昭和41年度の追加予算について、第1回追加予算額2,121,000円（8月26日理事会決定）、第2回追加予算額840,000円（10月6日理事会決定）がそれぞれ承認された。

(3) なお引き続き丁子主事から、今総会における各常置委員会委員長の報告事項の内容について、関係資料により詳細な説明ならびに報告があった。その大要項目は次のとおり。

○第1常置委員会…大学院設置基準をめぐる問題点

○第2常置委員会…入学試験期日（一期校・二期校の問題）

○第3常置委員会…学生部所属職員の処遇改善の問題、学生の就職斡旋の開始時期の問題

○第4常置委員会…「大学保健管理の改善整備について」の要望書

○第5常置委員会…「大学間の協力・国際交流」に関する要望書、外国人留学生受入れに関する調査、琉球大学からの協力要望の問題

○第6常置委員会…「昭和42年度予算に関する要望について」の要望書

○第7常置委員会…「教育系の大学・学部の
整備充実および学生定員
について」の要望書

5. 学生問題について

鶴田局長から「学生問題に関する所見」について、今般漸く決定のはこびとなったのでその経過について会報34号に載せた旨を述べた。つづいて「学生問題に関する所見」の作案および審議の経過（会報34号32頁～33頁）の概要について説明があり、結局今度のこれが発表にあたって、①所見案は委員会名にすること。②公表するということだけを総会で了承すること。③各大学は、この所見の扱いについては参考資料とするものであること。以上3つの大きな条件が決められ、そして公表にあたっては委員長談話を付するということでした。これらは28日の総会でそれぞれ承認された旨、報告があった。

ついで、「学生問題に関する所見の修正表」（資料7）について、ミスプリント（2枚目の行欄「下から9～8」の左の頁欄へ『18』とそう入）および字句が修正された経緯の2、3点について説明があり、最後に委員長談話（資料8）について報告があった。

6. 科学技術基本法案（仮称）について

鶴田局長から、科学技術基本法案に対する政府乃至は自民党のその後の動向およびそれに関連して国立大学協会会長等が11月14日に文部大臣と会い、当協会の意見を話した事情等について報告があり、ついでその意見の要旨（資料4「科学技術基本法（仮称）に対する意見の要旨」）の主要点について説明があった。

7. 人事院規則17－0別表について

鶴田局長から「人事院規則17－0別表の国

立大学管理職員等について」（61頁参照）は先ほど会長が詳細に話されたとおりであるが、なお昨日の総会での意向として、これを理事会の了解事項として各大学へ流すことになったので、何れ公文書で送付することとなる旨述べられ、ついでその全文が読みあげられた。

なお「その了解事項について、文部省と話し合う予定でもあるか」との質問があり、国大協の事務連絡として、文部省の関係者に届ける旨回答があった。

8. 1967年ユニバーシアード東京大会について

鶴田局長から、来年東京で開かれるユニバーシアード大会の開・閉会式における日本学生団の歓迎行事について、国大協を通じ各大学に協力方の依頼があった、東京大会組織委員会よりの別添関係資料の紹介およびその概要について説明があった。なお、このことについては総会の席上各学長にも伝えてあるので、よろしく協力方をお願いしたい旨述べられた。

9. その他について

(1) 鶴田局長から、先に丁子主事より説明された各常置委員長の報告事項中、特に次の2点について補足説明があった。

① 第1常置委員会における「大学院設置基準」に関する意見書の作成計画

② 第6常置委員会における「昭和42年度予算に関する要望について」の要望書作成に関する経緯および要望内容の要点

(2) 国立大学協会に係る会議出席のための旅費の取扱いについて

鶴田局長から、この件については前回の連絡会議あるいは最近の7大学経理部長会議等で国大協側負担としたらどうかという

話もあるが、調査した結果金額が非常に大きく、従って会費値上げにも関連して色々問題があり、大変苦慮している旨、またその間の実情等についてそれぞれ詳細な報告ならびに説明があった。

ついで、この問題については更に文部省あるいは関係筋とも相談して、できるだけ迷惑のかからぬよう検討していきたい。もうしばらく従来どおりの取扱いで了承願ひ、なおこれについて良案があれば承りたい旨述べられ、了承された。

午後会場を上野精養軒に移し

文部省から諸沢人事課長、井内会計会長、説田大学課長、青江計画課長等が臨席され、それぞれ、挨拶があり引き続き各所管事項について懇談が行なわれた。

(6) 第1 常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月28日(月) 午前10時

場 所 東京大学大講堂第一会議室

出席者 石橋委員長

城戸、本川、和達、藤田、八木、香川各委員

石橋委員長主宰のもとに開会。まず埼玉大学和達学長の紹介があり、本日の議事に入った。

委員長から、さきに各大学に照会した「大学院設置基準の問題点」に対する各大学の意見が寄せられ、意見の概要が整理されたが、各大学院にはそれぞれの問題が混在し、意見が複雑多岐にわたっているのはある程度止むを得ないとしても、これをいかに調整するかが難しい問題であるので、本日はこれらについて審議を願ひ、あわせて今後の取扱い方を協議することにしたい旨が述べられた。つづいて安藤専門委員から、別紙「大学院設置基準をめぐる問題点」(62頁

参照)についての各大学意見(表)にもとづき、各大学の意見の傾向ならびに問題点について項目別に説明があった。

これに対し各委員から、①特定の使命をもつ大学では、その特殊性を考慮する必要がある反面、一般の大学と同じ基準に立って、質の低下は厳につつしむべきである。②専攻分野別の基準を定めることになれば、特殊性は発揮できるが、全体としては細目にわたって画一化することになる。従ってまず一般の大学についての基準を考え、これを特殊性を有する大学の場合に適合させる方向にもっていくのがよい。③基準を定めることも必要であるが、現状における大学院の社会的機能を充分に見極めることが大切である。社会が大学院の性格をいかに考え、また、大学院を終えた者の社会における活動状況や課せられた仕事の内容面を承知し、社会の要請に対応することも必要であろう。これらの問題を検討すべき適当な機関が必ずしも明確ではないが、設置基準の制定とは別個に今後検討されるべき問題だと思う。④大学院は学部との積み上げであってはならない。現状は一人の教授が兼担していることが盲点であり、大学院は学部とは別個の組織とすることが望ましいが、これが無理ならば学部と修士課程は積み上げでよいとしても、とくに博士課程だけは別個の組織にすべきである。将来の研究者養成の目的のために博士課程担当教官を明確にし、学生経費は別枠にする等の仕組みが必要である。⑤基準制定に際し、基本となるのは現行制度であって、大綱にとどめ細部にわたらないことは勿論であるが、とくに既存の大学の水準を下まわらないように将来性をのこした豊かな基準にして欲しい。などの意見の表明があり、質疑応答が行なわれた後、委員長から、明日の総会に別紙「大学院

設置基準をめぐる問題点」についての各大学意見（表）を提出して中間報告をするが、この問題に関する今後の取扱いとしては、文部省の審議も余り進行していない模様なので、来年1月中に専門委員にご努力願って原案をつくり、あらかじめ本委員会委員に配付し、2月下旬に本委員会を開催の上、検討したい。そして各大学の意見を求め、来年6月の総会にはかることにしたい旨が述べられ、了承された。

なお、安藤専門委員から、原案作成に着手するにあたり、とくに希望意見があれば伺いたい旨が述べられ、各委員等の間に種々意見の交換ならびに懇談が行なわれた。

（7）第2常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月5日（土）午後3時

場 所 国立大学協会会議室。

出席者 長谷川委員長

福田副会長、藤本、佐藤（知）、続、

中村、谷川、大政、実方各委員

説明者 説田大学課長外1名

長谷川委員長主宰の下に開会。

1. 入学試験一期校、二期校の問題について

委員長より、一、二期校の問題は過ぐる14年前受験者に2回受験の機会を与えたいとの親心から採られた措置であるが、現在では実情がその趣旨に合わなくなって来ており、文部省においては、このことは、国大協で決めたものであるからその変更についても国大協で検討されるようにと言っているの、国大協としてこの問題を検討する必要がある。

また、このことについては、混乱を起こさないようにPRする必要があるの、具体案を練って秋の総会にかけるところまで論議が進んで来ている状態であるの、この際文部省

の考えもききたい。これまでのところでは、一、二期の選択は各大学の自由にした方がよいとの意向になっている旨が述べられ、ついで理事会における本件協議の状況を報告され、しかし、この方法には色々と問題が残ると考えられるので、更にご意見を伺いたいと述べられ、協議に入り、大要次のような意見が開陳された。

○2回にわけると二期校は志願者が多くなりすぎて試験場の設営等事務的にも始末がつかなくなるおそれがないか。

○外語大等2大学とも二期校になっているのは本来2回受験の機会を与えるという趣旨に反する。

○学部の間アンバランスがないように関係大学の間で互に連絡をとって決めるようにしてはどうか。

○ある大学を受験して合格した者には、他の大学の受験を認めないとする考え方もあろう。

○大学の自治というが、各大学で一、二期を自由に選択出来ないとはどうしたことであろうか。

委員長より方法論として、2回に分け一、二期は各大学の自由とすることは如何であろうかと発言があり、これに対して

○賛成である。但しこのことについては1年以上前に、公知する必要がある、また実施の上は5カ年位は続けるようにしたい。

○5年間継続することは、近隣の他大学との関係によってはこまる。殊に変更した当初は情勢が固まらないのでそれを5年続けることは無理がある場合もあろう。

○抑々2回受験の機会を与える問題は入学難解消の観点から採られた措置であるから、寧ろ1回にした方がよい。今は高校のガイダンスが進んでいるので、1回にしても、1大学に

集中することはないと思われる。

○一、二期の選択を各大学の自由とした場合、仮に70：4 となったらそれは全大学が一期校でよいとの意思表示であると見られよう。

○コンプレックスは若人にとって人生における大問題であり、教育上甚だ面白くない。

○2 回制とし、二期の選択は自由とした場合両方に殺到することにならないか。

○1 回制とした方がよいとする声もある。2 回制としても全体の収容人員には変りはない。

文部省側より、2 回制とし選択を各大学の自由とした場合、一、二期校の間のバランスを失うことになるか、との発言があり、

○現在の一、二期校の区別は、非常に形式的になっており、文部省の2 回受験の機会を与えようとの愛情もさることながら、教育の立場から大局的に検討することが必要である。

委員長より、1 回の意見が多数あるようだが、これについてはどうであろうかと発言があって、検討が続けられ、

○現在の試験の実情に不都合の点があるのはわかるが、一期校になりたいというのは格を上げようとの心からであろう。未だ嘗て、高校の入試を2 回にせよと言ったことを聞かない。然し1 回にするなら、何故かの理由について筋を立てることが先決問題であると思う。

○二期校は水平運動をしていると受けとられている節がある。

○2 回制を採用するのはセンチメンタリズムであって、コンプレックスを感ずるような者を半数以上も出すようなことでは教育上よくない。

○従来は一期校に落ちた者を教育系の大学、学部で引き受けるという線でバランスがとれていた状態である。とも云えるが、これは問題

である。

これに対し、文部省側より本問題については「文部省としても内部でよく検討する必要がある」旨が述べられた。

○委員長より、1 回の線で行なった方がよいとの意見が多いようであるが、如何であろうか。

文部省としてもこれについての意見を検討して貰いたいとの発言に対し、文部省としてはこれについては、検討したことがないので検討したい旨が述べられた。結局2 回制の柱が崩れることにもなると、文部省にも意見もあろうが、この際続委員に現在の一、二期校制の実態とその弊害並びにその改善の緊急性等について提案をお願いすることとし、11月の総会に提案して、正式に検討するようにしたらどうか。即ち総会にかけて文部省に持ち込みその上で、文部省が措置を講ずる段取りとなるのではないか。

これに対し、文部省側から、文部省としての考えを総会までにまとめることは困難であり、また取急いでこの総会に提案されることにはまだ問題がある旨の発言があった。

最後に委員長より、2 回受験の機会を与えなければならないとした本体が、過去十数年の間に至んで来て種々思わざる弊害を起こして来た。入試のごとき大切な問題についてはその時期について各大学で自由に選ぶこととし得よう文部省としてもこの際真剣に検討してほしい旨が述べられ散会した。

(8) 第2 常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月28日(月) 午後1時30分より

場 所 学士会分館3号室

出席者 長谷川委員長

古市、実方、中村、続、佐藤、藤本

各委員

説明者…文部省大学課山本課長補佐、
長谷川委員長主宰の下に開会。

委員長より過日文部省の大学学術局長、大学課長、庶務課長と入学試験について懇談した。また第2常置委員会が「一、二期校の問題」を総会に諮ることに関連して去る26日文部省と懇談会を開催した旨の報告があり、次いで委員長より本日は続委員が作成された「別紙」「国立大学の入試期日について」をご検討願いたいと述べた後議事に入り、大要次のような意見の開陳があった。

主として提案の項（頁参照）3のa）b）に論点が集中し、結論としては3のb）が最も適切であると考えられる。3のa）は場合によっては3回受験の機会も生じ得ると思われる。一期、二期の制度が現在のままの状態では全く困るので、この提案を総会に出すことはよいがa）もb）も問題としては未解決でありまた弊害も考えられる。委員会で検討して例えばa）ならa）をさらに具体的に考えていかなければいけないし、検討のきっかけを作るだけの意味で諮るのなら別だが、全国立大学が一期1本になればそれがどのようになるのかという影響をも考えなければならない。3のa）について具体的にサンプルを考えていかなければいけないと思うが、先ずこれを総会に諮って反響を見る必要もある。また入試期日について例えば、3月10日から2日間という風に期日を決めたらうまくいくのではないかな等の発言があった。また、山本課長補佐より、現在入試期日は文部省が入試改善委員会に諮って期日を決めて貰うのだが、高校長協会からは関西の方では早くしてほしい、関東の大学の都合だけに片寄らないようにと希望している。と話された。

次いで、委員長より3のb）の次に文部省、その他とも連絡をとって考えていきたいと思う趣旨を挿入してはどうかとの発言があって、鶴田事務局長より（注）として、なお、以上の方法により実施案を得る過程においては、必要に応じ関係機関とも緊密な連絡をとり実施に際し、遺憾のないよう十分な措置を講ずる必要があるという趣旨を挿入することの提案があり異議なく了承された。次いで総会へ提案したら、その後になんかという発言に対し、入試は、国公立全体について考える必要があり、その調整がむずかしい。また各国立大学が自主的に決めるということも諸般の点から適当ではないように思われる。国大協だけで一方的にやるのは適当でない等種々意見の交換が行なわれた。

なお委員長より第2常置委員会としての案を総会に出し、総会には続委員を説明員として出席していただければいかがかと諮られ併せて了承された。次いで中村委員より横浜国立大学の現状について、精神的なコンプレックスはそれほどではないが物理的に困難になっている旨詳細な説明があった。終りに委員長より能研および④については当委員会として来年度も検討していきたい旨の発言があった。

（注）なお、主として一、二期校問題に関し11月25日に第2常置委員会懇談会、11月29日正午及び同日午後4時に第2常置委員会が開催された。

国立大学の入試期日について

国立大学協会第2常置委員会

本委員会では、国立大学の入学試験に関する諸問題を継続審議中であるが、これらのうち、国立大学の入学試験実施の期日について、実施可能と考えられる次の案を得たのでこれを総会に報告する。

∴本委員会が入試期日を問題とした理由

- 1) 先般のアンケートの結果にも現れたように、
現行の国立大学の入試期日については、多くの
問題があること。
- 2) 現行の入試期日は、諸記録によれば、本来、
国立大学協会の意見によって定められたもの
であること。
- 3) 入試期日の決定方法を改めることが、大学
の入試全般を改善する上に、現実的には最も
大きな効果を及ぼすものの一つであると考え
られること。

∴本委員会の提案

- 1) 国立大学の入試期日は、教育界ならびに社
会一般に及ぼす影響その他諸般の事情を充分
考慮して決定する。ただし、その決定の及ぼ
す影響を考慮して、3年乃至5年間は同一期
日で行ない、これを変更する場合は、2年以
前にその期日を公表する。
- 2) 入試期日の決定は、国立大学以外の大学と
の関係等も考慮し、関係機関と協議の上、一
定の入試期間を定め、そのなかで行なう。
- 3) その入試期間中における入試期日の決定に
は、次の二つの方式が考えられる。
 - a) 一定期間を定め、その間に含まれるなら
ば、同一地域の国立大学間又は専門領域を
同じくする国立大学間において充分に協議
の上その期日を決定しうる。
 - b) 一定期間を定め、その期間内に実施すべ
き期日を前後の二通りとし、同一地域の国
立大学間又は専門領域を同じくする国立大
学間において充分に協議の上そのうちのい
ずれかを決定しうる。

(注) なお、以上の方法により実施案を得る過
程においては、必要に応じ関係機関とも緊密
な連絡をとり実施に際し遺憾のないよう充分

な措置を講ずる必要がある。

∴本委員会の提案の利点

本委員会の提案のように、入試期日を決定し
うようにすることによって、次のような利点
があると考えられる。

- 1) 各国立大学が入学せしめようとする学生に
適した者が、出願し易い期日に入試が行なわ
れることとなる。
- 2) 各国立大学の入試実施能力に応じた規模の
出願者数に止めうる期日に入試が行なわれる
こととなる。
- 3) 同一地域の国立大学又は専門領域を同じく
する国立大学の志願者に公平な機会を与え
ることとなる。
- 4) 各国立大学が、それぞれの特色を発揮する
方向へ努力を傾けることとなる。

(9) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和42年1月20日(金) 10時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 長谷川委員長

谷川, 中村, 続, 佐藤(知), 藤本,
川村, 問田, 三輪, 実吉, 藤田, 増
田各委員

説明者 西田審議官, 説田大学課長, 山本課
長補佐, 外1名

長谷川委員長主宰の下に開会。

委員長より、一、二期校の問題については、
第38回総会において、重要な問題であるので引
続き第2常置委員会で検討することになった経
緯について報告があつて、本件は続委員の案に
沿つて多少の修正を加えた線に進めたい。考え
方としては、①根本的にやりなおす行き方と②
現に2回受験の趣旨からはずれている外語大、商
船大とかまた事務的に困っている横浜国大とか

名古屋工大などの一部の大学について補正的に手なおしするという行き方の二つがあると思うが、これらの点について検討したい。なお現委員会では、とかく二期校の意見が強過ぎるとの心配もあるので、第2常置委員会の拡大委員会を構成して一期校からも参加願うこととしたいことと、構成員が多くなったので進め方として小委員会を置いて案をねり、それを親委員会で検討することとしてはどうかについて諮られ、拡大委員会と小委員会についていずれも異議なく了承された。本日は一期校側から三輪、実吉、藤田、増田の各学長がオブザーバーとしてご出席を願っているの、これらの方々を正式の委員にお願いして、拡大委員会に切り替えたい旨を諮り了承された。なお小委員として長谷川委員長、小川、中村、続、増田、藤田各委員が選ばれた。

次に委員長より、前記二つの方法の中①については文部省とも関係があり、その他一般の大学行政とも関連するなど色々事情もあるので、緊密な連絡をとり各面の意見も勘案して進める必要がある。まず②の現在困っているところを補正的になおす方法で進めることについて諮られ、各委員の間に意見の交換が行なわれ大要次のような意見が述べられた。

- 部分的な補正でゆく方がやりよくないか。
- アンケートでは一期になおりたい大学が大部分の状態であるのに、部分的に手なおしをしたのではおさまりがつくまい。もっと大乗的に考えねばならない。
- 事務的な面でどの程度に行きづまっているのか、またコンプレックスの問題にしても必ずしもそうでないとの意見もあり、どの程度に区別できるか、この点をもう少し具体的に検討し説明する必要があるかないか。

○各大学の自主性のみでも行くまい、また2回受験の機会を与えた親心にもとらないようにする必要がある。

○事務的に困ることについて、具体的に過去2～3年位のデータを出してもらって、それを集めて委員会で検討し分析して、それで見当をつけてはどうか。

○一、二期校の問題は、何を解決しようとするのか、その考えの基礎を明確にしないままに、単に事務的に困る大学を一期校にするというのでは弊害を残すことになる、文教政策として2回受験の機会を与えることを至上と考えてよいのか、2回に分ける意味がどの程度のものか等について解明した上で考える必要があらう。

○ねらいは、コンプレックスの解消が第一であるがこの点は表面に出せない。

○二期制を採っている以上、出願者また合格者に欠席や入学取消しが出るのはやむを得まい。一期校と二期校について相關的に調査しないと、この問題の原因が明確に出せないと思う。仮に横浜国大を一期とし東大を二期としたらどんな結果となるであろうか。

○問題点は2回受ける点で、心理的効果はあるが、2回受けることは2倍あるとの考えがある、私立大学も国立の一期以前に試験を行なっていて、二期校は流れを止めて拾っているようなものである。これでよいのか、どんぶり勘定になっていることと、一期、二期が固定化している点に問題がある。アンケートで見ても一期校側と二期校側の意見ははっきりしている。根本的に改めることがよいと思う。

○学部によっては、地域的に非常にアンバランスであること、この点は一期、二期とした意味がなくなるので、このまま放置してはおけ

ないと考える。

○2回受験の機会を与えるという建て前が動揺して来て、今ではその意味がうすらいで来た。

○かりに教育学部を一期にしたとしても、優秀な学生が集まるとは限らない。自然と一つの流れができていくように思う。もう少し大きな視野に立って、日本全体から考える必要がある。

○ある一期校では、若しも、二期校に替るようなことにでもなれば、承知できぬといっているが、それは正に二期校側の言わんとすることを代言したものといつてよいと思う。

○二期制は2回力を試す機会を与えることに若干の意味は有ろうが、それと、コンプレックスとか事務的限界の点とどちらが意義をもつか、一期、二期をなくしてよいかどうかプラス、マイナスの面はどうであろうか、その点をまず明らかにしないと判断に困ろう。

特に、国立大学としては優秀な学生を集めさえすればよいというものではなく、社会的要請の点などもう少し他の条件も考慮に入れて考える必要があると思う。

○説田大学課長から、文部省でも本日午後から「大学入試改善会議」を開いて併行して検討することになっており、まだ具体的に決った意見は出ていない。

以上の意見及び説明の後、一応委員会としては相当の日時をかけて案を作成されたのであるから、よろしければもう一度前に戻って何を目的として又何を根拠にしてこの案ができたのか、それを説明して貰っては如何かとの発言があつて、委員長から「国立大学の入試期日について」のa)案、b)案について説明され、両案を中心に検討を進められ、これについて次のよう

な意見が述べられた。

○a)案、b)案の何れにおいても、一方に片寄るおそれがある。極端な場合73対1とならないとも限らない。74大学が一期となる可能性もある。それでもよい。

○2回、3回と試験を行なつても、募集定員に変り無く、唯事務量の増加を来たすのみではないか。何故回を重ねてやらねばならないのか。

○各大学間での話し合いではなかなか折り合いがつかないであらう。

○全部一期校になつてもやむを得ないとの決心がつくならば、やってもよからうと思う。

○二期制は、国立大学に入学したい者は出来るだけ入れてやりたいとの考え方に立っているのであるが、立派な教員になることを志望して教育学部を、立派な医者になりたいために医学部を志望して卒業するのだからなければならない。それが法学部・工学部を志望してはいれなかったのが教育学部へはいったのでは入学してもその学部に着いていない。教育の道に真に心そしむ考えになっていない者が多い。これでは困るので、真に学びたい学部に入學させられるような方法を探つた方がよい。それがためには、一期制でよいと思う。また、国立大学で二期制を採るならば高校でも2回制を採る筈である。

○第2常置委員会でも長い間検討した結果、結論のひとつとして寧ろ一期になつてもよくないかという考え方もある。よつて、前の意見に戻らずに、文部省その他との連絡方法とか、実施に対してのゆうよ期間とかの問題等、検討を要する問題について話しを進めることにしてはどうか。

○全部が一期校となつた場合、従来の一期校側

として不都合なことは起こらないか。一期校としては困らないとしても、受験生が困らないか。一般社会に及ぼす影響はどうかなどどんな事態が起こるかを考えて見なくてはならない。

○事務的には困ることはないと思うが、果して各大学がそれぞれに優秀な学生を探ることが出来ることとなるかどうか。

○一挙に1回にすることはどうか。利点は考えたがこのことによって却って大学間の格差を大きくするとか、浪人が出るとか、再募集をするとか私立大学の関係はどうか等逆の場合を検討する必要はないか。

○国大協だけの考えがそのまま実施に移せないとすると、大勢としては一期1本になる可能性があるにしても、対外的な問題も十分に検討し見通した上でないと無駄になると思う。

○全部一期校になっても高校のガイダンスが徹底しているので、片寄って困る心配はあるまい。

○しかし、浪人の問題、経費の問題等もある。

○現時点では最初に一、二期校を決めた時のことも考慮する必要があり、大学側の都合だけが表面に出ることは具合が悪い。

○先ず大学側が大学側としての意見を述べ、各方面の意向も聞いて善処すべきである。

○結論としては、a)案であろう。必ず定員に満たない大学や学部がでて来ると思うが、それはそれぞれの大学自体が知っていることであるから、その大学自体が決めねばなるまいと思う。私大等は1回であっても受験生の気持ちと大学の気持ちが落ちついて来ていて、旨くおさまっている。

ここで委員長より、a)案に落ちつくのでは

ないか、と思うが、もう一度a)、b)案を考えて見てはどうか、文部省とも話し合っ行ってきたいと思うが、小委員会で更に検討したいと思う。各委員のご協力を願いたいと述べ、説田課長より、文部省でも国大協と充分連絡をとって、全般的な問題をよく検討したい、なお、42年度の入学試験経費の要求事項について、例えば超過勤務手当、旅費、校費（印刷費、借用料の増額）、図書費その他、従来計上されている入試改善費のほかに、入試に関する調査研究のための経費等の要求も提出している旨の報告があった。

次いで能研テストの件について

(1)能研テストの概況について (2)能研テストの意義とその利用 (3)能研はいかにしてテストの改善をはかっているか(要旨)の資料に基づいて西田審議官より、最近の能研の問題について、説明し、検討の参考に供され、同時に能研テストを採用する大学は年々多くなりつつあるが、国立大学が一步を進めて利用について積極的な態度を示されることが何よりも能研の姿勢を社会に示してもらう唯一の方法であるので、大学側が学問的純粋的に検討し自主的に利用についてお考え願いたい旨述べられ、このことについて質疑応答が行なわれた。国大協としても、せめて能研を受けて大学に入学したものが卒業するまでの追跡調査の結果が見たいので従来どおりこの調査に協力することを了承した。

最後に2月20日(月)10時より協会会議室において小委員会を開催すること、及び本日の議事要旨を各大学に配ることを了承して終了した。

以上。

(10) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月28日（月）午後1時30分

場 所 東京大学大講堂第二会議室

出席者 三輪委員長、篠崎（代谷口）近藤、
横田（利）、横田（嘉）、滝川、金子、
斉藤、三浦、市川、鈴木、佐山各委員

長谷川（東大）、庄司（京大）、倉石
（京大）、浅川（広大）各専門委員

説明者 文部省 笠木学生課長

三輪委員長主宰のもとに開会

1. 学生部職員の処遇問題について

委員長から学生部職員の管理職手当は、現在部長20%、次長16%、課長12%で事務局職員に比べ低くなっているが学生部の重要性に鑑みこれが待遇の改善をはかられたい旨の要望が各方面にある。

そこで、理事会でこの問題を話し合った結果、予算の関係もあり取り急いでこの改善を関係方面に申し入れることにし、先般関係専門委員と共に人事院給与3課の担当官と会い学生部職員については、さしあたり次長の管理職手当の支給率を事務局の部長と同様の率に引き上げることが考慮されたいと要望した。

また、文部省の会計課長および人事課長にも同趣旨の要望を行なった旨報告があった。

つづいて各委員から学生部職員の処遇改善につき①学生部長で大学院博士課程担当の調整額が支給される者については管理職手当20%が16%に減ぜられるがこれが減額は適当でない。②現在学生部に課長補佐が配置されていない大学については、早急に配置を考慮されたい等の意

見が述べられ、その他各地域大学間の諸会議における本問題の検討状況が報告された。

これに対して笠木学生課長から、管理職手当の問題点について詳細な説明があり学生部職員に格差を設けることは理由のないことであり、文部省でもこれについては努力しているが、なお、国立大学協会或いは各大学で実情を示すのが効果的であると思う。管理職手当の諸問題はこれを一举に解決することは困難なので、段階的に解決していく方法がよいのではないか。また、課長補佐の配置増についても重点的に焦点をしばって逐次解決していきたい旨述べられた。さらに各委員から①当面の策として部長ないしは次長の待遇改善を目標としてのち課長等の職員に及ぼしていくべきである。②人事交流の考え方については、学生部職員は専門化する傾向があるが、行政という共通面に着目した場合広く知識を得ることが肝要であり人事交流を促進することが望ましいとの意見が出された。

2. 卒業予定者の就職時期について

委員長からこのことについては例年申し合わせがあるが、来年度において国立大学協会としてはどのような態度でのぞむべきかを検討してもらいたい旨発言があった。

各委員から実情が述べられ昨年の例をとってみても申し合わせを遵守することは困難であるが、これ以上実施時期を早めては教育を乱すおそれがある。私立大学連盟側では実施を早めよとの態度であるが、工業教育協会でも6月実施を決めておりまた公務員試験の関係もあるので、国立大学協会では昨年どおりの申し合わせを踏襲することが妥当である等の意見が出され検討の結果、国立大学協会では①就職事務は7月1日より前には一切行わないこと。ただし、技術系についてはこの期日を6月1日とするこ

とができる。②求人側に対する卒業予定者の推薦は10月1日以降実施を厳守して行なうことを本委員会から総会に提案することに決定した。

3. その他

(1) 雇用対策法について

笠木課長から、上記法律は労働省が国全体の雇用対策につき基本計画をたて実施するというもので、炭鉱離職者等の再配置、中高年令者対策等が含まれている。

同法はまた職業安定法の改正により学校の職業紹介について基準を設定することも一つのねらいであるので、この点から学校教育に関与されるのではないかと心配したが同法は取敢えず高校までを範囲としており大学関係の基準設定については文部省と協議するというしぼりがある旨の説明があった。

(2) 学生運動について

笠木課長ら、最近の学生運動の組織と活動特に明治大学の授業料値上反対スト等について事情説明があった。

(11) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月28日(月) 午前10時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 遠城寺委員長、佐藤、岡田、黒沼代床井、倉知、野村、水野、長谷川、後藤各委員、宮田、池田各専門委員、長谷川学生部長(東大)、白井文部省学生課課長補佐

遠城寺委員長主宰の下に開会

初めに学長退官に伴う委員交替について、神戸商船大学の小谷氏が小田氏に、長崎大学の和泉氏が後藤氏に、それぞれ交替された旨紹介があった。

ついで、委員長から本日の議事予定としては保健管理センターを本年度開設した長崎、島根、京都、東京の各大学から実情をご報告願ひ、来年度にもいくつかセンターの設置を大蔵省、文部省へ要望したのでその説明資料にするために、報告をもとに各委員のご意見を伺うこととした旨述べられ議事に入った。

1. 最初に文部省白井学生課課長補佐から保健管理センターの来年度予算要求は一応10大学設置を大蔵省へ要求し最善の努力をしている。しかし、今年度設置した4大学のセンターについては所長が決まっていない大学があると聞くが、これは来年度の予算要求にも響くので、その点是非整備してほしい。また、予算がついてから人を考えるよりも予算要求の段階で人事・組織の点を予め考慮するようにしてほしい旨要望があった。

2. 4大学における保健管理センターの実情について

(1) 後藤委員から長崎大学では保健管理センターを昭和41年度に設置したが、その実態は昭和38年度から既に学内操作で着手していた。

同センターの管理運営は保健管理委員会があたり、センターの人事に関する事項を審議するため、同委員会の構成員に学生部次長(事務官)を入れてよいかどうかの問題があった。

センターの人員は所長(助教授)、心理担当医官、看護婦(臨床)の3名のほか、運営上から学内操作による6名の嘱託医中2名は心理担当者を充て学生の心理面の健康管理を強化するようにした。

センターの事業内容は新入生、入寮生の定期健康診断及び検査に重点を置き、活動

している。

なお、学内では現在の設備、器具のほか、断層撮影機の購入、敷地の拡張により事業内容をより効果的にするために整備費の増額充実及び嘱託医の嘱託料の増額について要望があった。

このほか、センターで実施した入学試験時及び定期健康診断の結果並びに心理面を担当するセンターの嘱託医が新入生に対し実施した心理検査（M. M. P. I.）の内容についても説明があった。

- (2) 水野委員から島根大学では医学部のない大学として保健管理センターの所長、医師をどうするか入選の点で困難があり、特に俸給の点で苦慮した。

しかし、鳥取大学（医学部）の協力で所長助教授（保健体育）、医師（講師精神科担当）が決まり、その他非常勤講師（鳥取大、医学部）及び嘱託医を加えてセンターは5月頃発足できた。

センターの事務は学生部厚生課が担当し、センターの管理運営は、委員として学生部長を含めた保健管理委員会があたることとなった。

建物は現在工事中であるが、来春2月には竣工する予定である。

事業内容は、各種の定期検査を従来よりふやす予定であり、将来の構想としては学生全員に健康手帳を配付し、全学的な健康管理を行なうこととするが、まず、新入生から実施する予定である。なお、精神病の学生に対しては、まず、補導教官に相談するようにして、いきなり医師の患者扱いはいしない。

このほか、学内では技術者、保健婦、ケ

ースワーカーなどの人員増及び嘱託医に対する手当の増額について要望があった。

本学のように医学部のない大学は、センターの方針に予防医学を取入れやすい面もあるが、反面として予防医学と診療医学（嘱託医）との調整に難しいところがある。

- (3) 宮田専門委員から京都大学では保健管理センターの設置について保健診療所、懇話室、心理相談室、などとの関係が問題になったが、センターは新たに設けることとして所長は保健診療所長（教授）が併任し、医師は助教授（精神科、内科、心理）及び講師（内科、教育心理）をもって構成し、また、事務は保健診療所の事務職員が併任することとして発足した。

センターの管理運営は新たに管理委員会を組織してこれが管理にあたり、その委員に事務局長、学生部長を加えるが、センターの人事については関与しないこととした。

建物は保健診療所と同一場所にあるが、事業内容は診療所は従来どおり治療による診療業務を担当する。センターは健康管理業務を担当するということに分業させることとした。また、従来の保健診療所はそのまま存置するため、健康管理上問題がある精神病患者で軽いものは、心理相談が適切と判断されれば診療所から懇話室へ送り、重症のものは病院の精神科へ送ることになる。

このほか、学生の精神衛生管理のため研究集会が検討しているU. P. Iの試案であるA2案について詳細な説明があった。

- (4) 長谷川学生部長（特に出席の上）から東京大学では保健管理センターの所長（教授）は定員上問題があり、現在医学部で選考中である。なお、センター専任の助教授、講

師、看護婦等の人選は所長の選定後になる
もようであるが、これらセンターの所長、
医師、看護婦等は併任の形となるようであ
る。

センターの事務は学生部が担当し、セン
ターの管理運営は現在の保健委員会を一部
改組してこれにあたることになる。

従来、懇話室、学生相談所はそのまま存
続させるが、センターとは緊密な連携を保
つこととする。

現在の保健診療所(本郷地区、駒場地区)
は全体を保健管理センターへ切換えて一本
化し、全学統一のもとに機能的な運営を図
る予定である。

建物は、現在本郷構内の保健診療所の一
部を利用するほか、駒場は、6,000名の学
生に対し現在の建物では貧弱なため構内の
保健診療所に接続して新築するとともに、
設備の充実を図る予定である。

以上4大学の実情についてそれぞれの委員
から発表があり、種々検討した結果、

保健管理センターの構想、運営は画一的に
することは無理であり、それぞれの各大学の
事情によって管理運営されるものであること
が確認されたのち、今後におけるセンターの
運動方針は今までのとおりとすることになっ
た。

3. その他

(1) 大学附属図書館の近代化のおくれから、
学生の利用に添い得ないで、町の図書館な
どを利用している。図書館の問題はどの委
員会にも関係しているが、その意味で本委
員会としても、是非採り上げてもらうよう
理事会あたりに提言してほしいとの要望が
あった。

(2) 学生部職員の待遇改善に関し、学生部の
次長、課長の管理職手当の増額について国
大協として人事院へ出向き、直接要望した
旨報告があった。

(12) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和41年11月28日(月)

午後1時～3時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 篠原委員長、小塚、松平、藤野、三
村、渡辺、五嶋、赤木、妻木、加来
各委員、望月、白倉、柳各専門委員

説明者 吉川文部省大学学術局留学生
課長

篠原委員長から、本委員会として、今総会に
提出すべき「大学間の協力及び国際交流の強
化」についての要望書について、先ず、その案
文を読みあげ、これが内容について意見を求め
られ、検討した結果、原案を承認し、なお本案
が総会で認められた上は、来る30日午後委員長
と静岡大学長及び福井大学長が文部省、大蔵省
に出向き要望することを了承した。ついで留学
生問題ならびにその他の問題につき大要次のよ
うな説明および論議が交わされた。

1. 留学生問題について

篠原委員長より、現在、外国人留学生の受け
入れについては、円滑を欠くきらいがあり、大
学としてどのような点に問題があるか、その辺
の調査も必要であろうし、また、この問題につ
いては前向きに考えて行く必要があると思うが、
かかる問題についての文部省側の考えを伺いた
い旨発言があり、吉川留学生課長より、来日す
る外国人留学生は、近年非常に増加して現在約
8,000名が来日しており、約半数は韓国籍であ

り、また外国で教育を受けたものである。これらの留学生は日本人学生と同じように入試を受けて入学している。

本年度の国費留学生は学部留学生50名、研究留学生170名の計220名が入学している。

受入れの問題点として進学の時節がまちまちであること、日本語の能力が不十分であるために講義についてゆけない。

また定員の枠外で取っているので理科系は設備の点で多く受け入れられない等、各大学とも共通の悩みが多いが、将来はもっと受け入れ学生を増したい。このことは東南アジア、欧米各国の要望でもある。入学率としては欧米各国の1/10にもならない。受入れの隘路としては、宿舍、日本語あるいは一般教育の問題等もあり、欧米各国の受入れなみにゆかない点多々ある。受入れ問題を考える場合に現状では各大学がどの程度引受けることができるかが解らない。

そこで設備その他を考える上に収容可能数の把握が必要なので、国立大学協会の方で外国人留学生受入れに関するアンケートにより、ご調査をお願いしたいと思う。旨説明があり、委員長より、具体的な収容能力その他受入れに伴う問題点についてアンケートをとって、前向きに考えてゆきたいが具体的には色々問題もあり専門委員会においても検討を重ねた。アンケートを各大学からとること、そのアンケートの内容はどうするかについて諮られ、アンケートをとることについては全員一致で承認された。

次に調査の目的について望月専門委員より、わが国の大学、大学院に留学する外国人留学生等は年々増加し、今後留学生等がさらに漸増するであろうことを考慮し、国立大学としてもその受入れ体制の整備を再考する必要がある。したがって現在の留学生制度およびその受入れ体

制の改善整備について検討し、さらにこれに伴う予算面等の措置につき、文部省に対し要望する上に必要な具体的な資料を把握することを目的とするものである旨説明があり、委員長より、アンケートの様式についてもあわせて検討したいが、先ず、このアンケートに関してのご意見なり、留学生制度について一般的な問題点等についてのご意見なり質問があればお伺いしたい旨が述べられた。

渡辺委員より、国費留学生と私費留学生とでは学修能力の点ではどうか。との質問が出され、留学生課長より、あまり差はないように思う旨が答えられた。

小塚委員より、東京芸術大学は特殊な学習内容なので困っている。一般学生の競争率が23倍もあり、優秀な日本人学生でも収容できなくて落としている実情から、受入れに際してそのかね合いが難しいし、そういった条件の中でどういう形にしたら留学生を受け入れられるか、また、正規の課程に入学するほかに政府の機関からいろいろな名目で入れているのが多いのでその点も問題である。と述べられ、委員長より、定員外措置の限度が問題であり、何か別枠でもあれば参考となるが、と質されたのに対し、留学生課長より、研究留学生は別で、予算の裏付けのできる正規の課程に入学するものを対象にしたいので或程度の枠は考えられるかと思うと答えられた。

加来委員より台湾から、試験を受けるためには渡日出来ないが入学が許可されれば、留学したいと言っている点について質され、留学生課長より、入学許可書を出して、来日後試験を行ない駄目だったら直ぐ帰国させるというように扱っている旨が答えられた。

小塚委員より、フルブライト、ユネスコ等々、

いろいろな方面から留学の申し入れが来るので、受入れの場合に窓口を1本化して欲しいがこの点について質され、留学生課長より、省内での問題もあり難しいが、検討したいので今しばらく時間を貸していただきたい旨が答えられ、

小塚委員より、音楽、美術の学生は留学生課程1年後に入学させてほしいとのことだが、一般教育を教えるのに困る。一般教育と外国語は千葉大学の留学生課程で履習させて、こちらでは専門だけを引きうけるようにして欲しい旨の要望があった。

以上で質疑を打ち切り、委員長より、アンケートの内容については専門委員におまかせ願うこととして、第一段階としてアンケートを出すということについてはお認め願ったこととした。と述べ、以上で、留学生問題の審議を閉じ、次に琉球大学長から国内の先生に来て頂いて講義を願いたいとのことであるが、このことについてお諮りしたい。実は本日琉球大学長が出席される予定になっていたが、やむを得ぬ事情で出席出来なくなったが、総会には出席され、説明がある筈であるが（ここで依頼文を読み上げられた）いかがなものかと諮られ、留学生課長より、

南方の日本研究講座は約2年であるが、実際は1年というのが多い。2年に出来ればしたいと考えている。しかし大学としてはその場合問題もあろう。

赤木委員より、教官で2年出たい希望があるが、出張中の後任の補充問題で困難を伴う。この様な場合に非常勤講師制度の活用が出来れば結構である。

小塚委員より、案として、1年は困難であるが学期（半年）毎に変わった人が行くのではどうか。もっとも音楽などは、変わると困ると思

うが、

赤木委員より、専任教官が出かけるのは大学自体に困難があるが、この問題については、大学限りで済まされない問題である。

留学生課長より、休職にして、専任を入れるなども考えられるが、本省としても検討したい。

篠原委員長より、この問題は本委員会としては、今後の研究課題にしたいと思うので、よろしくお願ひしたい旨が述べられた。

最後に、徳島大学長より、自然災害科学研究についての現状を報告することについて、申し入れがあったことにつき、その取扱方について話し合いがあった。

(13) 学生問題特別委員会議事要録

日 時 昭和41年11月16日（水）10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 奥田委員長、大河内、横田、増田、
養田（横田代理）滝川、金子、斎藤、
田中、各委員、庄司専門委員

奥田委員長主宰の下に開会。

委員長より、今回杉野目委員長の退官に伴い代わって委員長に就任することとなったのでよろしくお願ひしたい旨の挨拶があり、学生問題に関する所見（案）の立案及び審議の経過について説明し、各学長の多くの意見によって所見（案）は委員会名として公表することを10月6日の理事会において決定した。また、各学長に対し、意見があれば承りたい旨を添えて所見（案）を送付したところ、色々意見が寄せられた。それ等の意見を取り入れて一応取りまとめたのでご審議を願いたい旨が述べられ、次に鶴田事務局長より、各大学長よりの意見を事務局で整理して作成した資料について説明があって、委員長

より、昨15日開催の小委員会で、各大学よりの意見をもとに審議した結果所見（案）の取り扱いについては、（公表に反対の意見も少数はあったが）11月の第38回総会にはかつて了解を得られれば、学生にも一般社会にも公表する。この場合の態度を、委員長談話で示す、各大学では「学生問題に関する参考資料」として取り扱うこととしてはとの意向であった。よって委員長談話の案文も合わせて用意しているので、本日は所見（案）の内容について、またこの委員長談話その他全般の問題について、ご審議願いたい旨を述べて審議に入る。先ず、昨日の小委員会における修正案全文を朗読し、鶴田局長より、主な修正点について説明があり、検討の結果原案どおり承認された。

なお、本日以後において遅れて提出される意見の取り扱いについては、期限も相当経過しているので意見が無かったものとして扱うよりほかないことで了承された。

次に委員長談話について、

委員長より、昨夜深更に及んで小委員会で作業したものであるが慎重に審議してほしいと発言があつて検討した結果、原案二部宛を各委員に送り、検討の上一部を返送し、これに基づいて修正した案を11月28日の理事会に諮ることとした。

なお、委員会としては、決定した所見に委員長談話を添えて会長に提出し、その際、委員会名で公表すること及び所見は各大学の参考とすることを申し添え、会長からこれを理事会に、更に総会に諮ってもらうこととすることを了承した。

最後に、公表を委員会名としたために修正となった学生問題に関する所見（案）の作業要旨について諮り了承された。

なお、局長より、具体的な問題の推進を、との希望意見が多いことから各大学での「学長告示」など協会で集録して参考資料としてはどうかとの提案があり了承された。

（14）科学技術行政特別委員会議事要録

日 時 昭和41年11月4日（金）午後1時30分

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大河内、三輪、福田、石橋、渡辺、篠原、八木、川村各委員、西脇専門委員

説明者 文部省天城大学学術局長、岡野審議官、須田学術課長、大門課長補佐

委員長空席のため大河内委員が議長となり開会。

議長より新しく科学技術行政特別委員会の委員に選任の八木神戸大学長、川村広島大学長、玖村福岡教育大学長、和達埼玉大学長が委員に選任された旨披露され、本日初出席の川村広島大学長の紹介があった後、先ず、科学技術基本法案に関する第36回総会以後の経過についての別紙配布の記録を朗読し、鶴田局長よりこれについて補足説明があり、更に本日は配布の資料について説明があつて、現状とその後の動向について、文部省側の説明をきいた。

先ず、本問題の再燃に備えて、実質的背景と問題の対立線ならびに将来の見通しなどについて文部省天城局長より、科学技術行政の問題は基本的な問題であるので軽々に取り扱うことは出来ないと考えるが、本件については科学技術基本法案の線までは一応固まったのであるが、その後自民党政調会の文教部会、文教調査会ならびに科学技術特別委員会との相談の段階にお

いて、結局前国会への上程は見合わせとなったと経緯について詳細に説明がなされたのち、各委員の間で意見の交換が行なわれ、主として人文社会科学を含める問題、事務局の独立の問題等について論議が交わされた。そして会長から文部大臣も更迭になったし、また科学技術庁長官をも兼ねておられるので国立大学協会これまでの考え方を簡単に整理して説明をすることにしたかどうかとの発言があり、なるべく早い機会に文部大臣に面接することになった。ついで議事に入り

1. 委員長選出について

大山東京工業大学長の退任に伴い、欠員となっている委員長の選任について、選挙に入る前に、議長より既に委員長である委員以外の方の中から選任してはどうかと諮られ、これに賛成、次いでこの方面に関係の深い和達埼玉大学長にお願いしてはいかかとの動議が出され、これを異議なく採択し、承認された。なお同学長は目下外遊中で本日は欠席故後日帰国を待ってお願いすることとして、了承された。

2. 専門委員の委嘱について

森川専門委員からこのたび資源化学研究所の所長を退任したので専門委員を辞任したいとの申出であったが、同委員は本件に関しては初めから関係し、経緯もよく承知のエキスパートであり、従来との関係もあるので、引き続き当分の間専門委員を委嘱したいとはかられ、付置研との連絡のためには別に専門委員を一人追加することとし、何れも了承された。

(15) 第6回特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和42年1月11日(水) 12時30分
場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内議長

文部省側

福田、天城、宮地、岩間、井内各委員

吉里、説田、宮野各専門委員

国立大学協会側

増田、四方、和達、福田、田中各委員

鶴田、藤吉、海野、上山、錦織各専門委員

大河内議長主宰の下に開会。

初めに、鶴田専門委員より次の配付資料について説明があり、

1) 昭和42年度予算に関連する国立大学協会の要望書

2) 特別会計制度協議会運営方針及び国立学校特別会計制度実施の際の文部事務次官と大蔵省主計局長との覚書

3) 文部省提出資料「昭和30年度予算編成経過」について、大河内議長より、年頭の挨拶があった後、本日の協議会は定例ではなく、臨時の第6回協議会として開催する旨が述べられ、委員及び専門委員の交替について次の通り報告と紹介があった。

文部省側の委員は従来職務上よりご参加を願っているが、先般文部省の局課長の移動に伴い新たに宮地管理局長、井内会計課長が委員に、説田大学課長及び宮野会計課副長が専門委員に、また、国立大学協会側では和達埼玉大学長、福田山梨大学長、田中佐賀大学長にそれぞれ委員をお願いすることになったのでご了承願いたい。

次に、従来小委員は文部省側、国大協側から各2名宛となっていたが1人が欠席すると1人だけになるので小委員会運営の面から出来得れば3名宛にしたい旨が諮られ異議なく了承された。よって、文部省側は天城、井内、各委員のほか宮地委員に、国大協側は東京近傍という

点を考慮して、増田、和達、福田の3委員にそれぞれ小委員を依頼することを承認し、本日の議事に入る。

本日は、本会議の主題である「昭和42年度暫定予算」その他これに関連する問題についてご審議願いたい旨が述べられ、最初に、福田委員から年内の予算成立を望んでいたが、国会が解散となって少なくとも4月、5月の2ケ月は暫定予算となる見通しである。まだ、結論は出ていないが、国立学校特別会計に関して如何なる暫定予算を組むか検討している。決定的なことは申し上げる段階ではないが、或る程度の考え方や希望している点等を披露してご意見を伺いたいとの挨拶があった後、

井内委員から文部省提出資料の「昭和30年度の暫定予算編成経過」の説明とこれと対照して、昭和42年度暫定予算編成の予定について説明され、さらに昭和30年度の暫定予算当時から10年たった今日、当時の事情と変ったと考えられることは、(1)経済的状況の変化。(2)本予算の編成が2月中、下旬頃に行なわれるであろうと思われること。従って(3)性格的には昭和30年のときの4月、5月の暫定予算と6月の暫定予算との中間的なものになるであろうこと。(4)国立大学としては昭和30年度の際と異なり、昭和40年度の時点では相当変化があると思われること、例えば入学志願者急増の問題等。(5)暫定予算の性格について、支出面では従来4月、5月の支出負担行為額は比較的少ないので、年間予算の12分の2を計上すれば金額の不足で困ることはそれほど深刻ではないように思われる。(6)4月に暫定予算を執行するときも本予算が閣議決定済みであるから本予算を基として支出を考えることは可能であろうと思う。

以上6点について報告された。

ついで、天城委員より本予算の成立は6月分からと想定しているが、今回の暫定予算は一応本予算がわかっていてその中から4月、5月分を抜き出すことになると思う。3月初旬までには決まるので30年のときよりは若干前向き予算になると思うが、然し学生募集の件については募集の際には未だ何も決っていないので、受験生に与える影響などデリケートな点があり、タイミングを合わせながら42年度においては次のような特別の措置を考えて行かなければならないと思う。

- (1) 学部の新設は法律事項であるからこの場合の学生募集は予算の面だけでは解決しない。従って学生募集、選抜、入学など新学部の発足等は総て法律改正後となる。これについては何れ具体的に連絡する予定である。
- (2) しかし、既に根のある文理学部の改組等については従来の学部学生として募集及び選抜を行ない予算決定の後に新しい学部学科に振り分けるようにすることとなろう。このためには、募集要項の備考欄の追加として、その要旨を記載し、志願者から予め希望学部学科を聞くこと等のことも考えている。
- (3) 学科又は課程の増設の場合は、その設置が認められた場合は、その新設の学科課程に採ることを予想して既設の学科課程にその分の定員を含めて募集及び選考を行ない、後で志願者の希望により振分けをするようにしたい。
- (4) 学生増募の場合も、現行のとおり募集しておいて、発表の時に増定員分を採ればよい。ただし、何等かの方法でこのことを受験生に示しておくことは必要である。
- (5) 大学院の新設は法律事項であるから決定するまで募集はできない。
- (6) 短大及び附属学校の場合も大学の場合と同

じ様に考えている。

(7) 学年進行の分は暫定予算に組みたい。

など基本的、骨格的には大体以上のような態度で進めて行きたいと思っている旨説明があった。なお、学生増募等に伴い4月1日よりの教官の増員についての質問に対して、国立大学の教官定員は法律で決まっており、これを受けて施行令で各大学に組み込まれているので、この点をどうするかについて、いくつかの案を考えているが、新設の工業専門などの場合は全く方法がない。しかし、既設の大学は全体としては教官の欠員があるので、それで賄う方法もあるが、具体的には大学により事情が違うので検討したい。なお、受験生に対する周知方法等については、取急ぎ検討しているが、決定次第大学側と打合わせをするつもりである。

最後に、学部や学科増設等に伴う施設関係について、宮地委員から大蔵省でも検討しているが、具体案はまだ出来ていない。第一次分として41年度予算の70%位を示達することを考えている。学年進行で増設の分はよろしいとか、大蔵省とも相談している。坪単価のアップも本予算は7%増の見込みである旨説明があり、議長より、局長会議の後に一般的な共通問題について必要があれば臨時に会議を開くことも考えられる旨が述べられ、本日は他に議題もなく閉会された。

昭和30年度予算編成経過

29. 11. 30 29年度補正予算書国会に提出

12. 6 " 可決成立

12. 7 吉田内閣総辞職

12. 8 鳩山内閣成立

30. 1. 18 30年度予算編成大綱閣議決定

1. 24 衆議院解散

2. 27 衆議院総選挙

3. 11 30年度暫定予算編成要項閣議決定

3. 19 第2次鳩山内閣成立

(成立後、30年度予算の本格的編成作業が進められたが、3月末日までに本予算案を提出することすら困難と目されるに至ったので、財政法第30条の規定に基き暫定予算を提出することになった。この暫定予算は30年4月1日から5月31日までの2か月間に係るものであった。この4、5月暫定予算は、本予算案が固まっていなかったため、骨格予算的な内容で、補助費などは原則として計上しないという方針をとっているが、赤字に悩む地方財政に対する悪影響をできるだけ少なくするため、たとえば地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費などを3か月分計上する等諸般の措置を講じている)

3. 24 暫定予算国会に提出

3. 31 " 可決成立

3. 22 「30年度予算の編成について」再び閣議決定

4. 2 大蔵省原案閣議提出、各省に内示

4. 19 概算閣議決定

4. 25 予算書国会に提出

(暫定予算を提出した際は、本予算が5月一杯に成立することを期待していたわけであるが、予算案の提出が若干遅れた関係もあり、到底5月中に成立することは至難と目されるに至ったので、6月も暫定予算でつなぐこととし、暫定予算の補正を提出することになった。)

5.13 暫定予算補正第1号(6月暫定予算)
の概算閣議決定

5.17 " 国会に提出
(6月暫定予算は骨格的な4,5月暫定予算とは大分色合いが違っている。すでに本予算案が提出された後でもあるし、3か月にわたる暫定予算の経済界に与える影響等をも考慮し、6月暫定予算は原則として、本予算案を基礎とし、補助費、施設費も計上するなど、かなり肉付けをしたものとなっている。ただし、暫定予算であるかぎり、新規経費を計上することは極力さし控えているのであって、法律の制定または改正を伴うものは除くことはもとより、その他のものについても、時期的な関係その他の事由により、特に6月中に支出または支出負担行為を必要とするものにかぎり、その所要額を計上することとした。)

5.31 " 可決成立

6.3 本予算案修正に関し、両党間の協定が行なわれた

6.6 " 両党共同修正案として予算委員会に提出

6.8 " 修正案どおり衆議院本会議で可決

7.1 " " 参議院で可決成立

11.5 (土) (10) 理事会

" 5 (土) (14) 第5常置委員会専門委員会

" 5 (土) (15) 第2常置委員会

" 15 (火)(15.30) 学生問題特別委員会小委員会

" 16 (水) (10) 学生問題特別委員会

" 22 (火)(13.30) 総会関係打合せ

" 25 (金) (15) 入試問題に関する文部省との懇談会

" 26 (土)(13.30) 第1常置委員会専門委員会

" 26 (土)(13.30) 第5常置委員会専門委員会

" 28 (月) (10) 第4常置委員会

" 28 (月)(13.30) 第2常置委員会

" 28 (月)(13.30) 第3常置委員会

" 28 (月) (15) 理事会

" 29 (火) (10) 第38回総会(第1日)

" 30 (水) (10) 第38回総会(第2日)

12.1 (木) (10) 第6回事務連絡会議

12.22 (木) (12) 第1常置委員会専門委員会

1.11 (水)(12.30) 第6回特別会計制度協議会

" 11 (水) (18) 文部大臣との懇談会

" 20 (金)(10.30) 第2常置委員会

" 23 (月) (15) 第1常置委員会専門委員会

" 26 (木) (13) 第6常置委員会専門委員会

2. 諸 会 合

(昭和41年11月～昭和42年1月)

月 日 曜 時刻 会 議 名

11.4 (金)(13.30) 科学技術行政特別委員会

B 要望書その他

(1) 第38回総会で決議した要望書

1. 国立大学協会第38回総会（昭和41年11月29日、30日開催）において採択の次の要望書を下記のとおり提出した。

大学間の協力並びに国際交流の強化についての要望書

提出先

文部大臣 有田喜一，同事務次官 福田繁，
大学学術局長 天城勲，文化局長 蒲生芳郎，
管理局長 宮地茂，官房長 岩間英太郎，大
蔵大臣 福田赳夫，同事務次官 佐藤一郎，
主計局長 谷村裕，主計局次長 岩尾一，主
計官 小幡琢也

要 望 書

国立大学協会は、当面する諸問題について検討を重ね、その都度要望を行なってきたが、国立大学間の協力ならびに国際交流による研究、教育の強化は近年ますますその重要性を加え、緊急にその対策を講ずる必要に迫られております。よって、当協会として、去る11月29、30日の両日開催の総会において協議した結果これに対処するため、別紙理由により次の諸施策を緊急に措置する必要を認め、ここにその実現方を強く要望する次第であります。

記

1. 大学間の協力
 - (イ) 教官の併任および非常勤講師制度の活用
 - (ロ) 学会・研究集会等の活用
2. 国際交流の強化

- (ハ) 客員教授等受け入れ制度の確立
- (ニ) 在外研究員制度の拡充
- (ヘ) 国際会議等の場における研究協力の強化
- (コ) 姉妹大学協定制度の確立
- (ホ) 外国人奨励研究員制度の拡充

昭和41年11月30日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

要 望 の 理 由

1. 大学間の協力

最近学生の急増に伴う教官の確保と学問の急速な進展に伴う教官の質的向上は、はなはだ重要かつ緊急な問題になっている。これに対する恒久的措置については目下検討中であるが、差当り教官の併任および非常勤講師制度を活用するとともに、学会・研究集会等を通じ、大学間協力組織の強化を図る必要がある。

(イ) 教官の併任および非常勤講師制度の活用

従来併任教官および非常勤講師は、その大学の専任教官が担当すべき講義および演習等を担当しているが、これは、学生の増加に対応して専任教官となるべき人材が不足しているのと、近年学問が専門的に細分化され、かつ、それぞれの分野においてすぐれた教官の能力をより効果的に発揮させるために各大学が相互に補いあうことがむしろ望ましいこととして行なわれているのである。したがって、これを効果的に行なうためには、少なくともその大学に数日間滞在する必要があり、短時間の講義ではじゅう

ぶんな教育効果をあげることは困難である。また、このことは、その大学の若手教官に研究指導を受ける機会を与えることにもなり、正に一石二鳥の効果を期待することにもなる。よって、併任教官および非常勤講師の滞在に要する旅費は少なくとも現在の3倍に増額し、また宿泊施設の整備についても適切な措置を講ずる必要がある。

(ロ) 学会・研究集会等の活用

各研究者の研究発表および研究成果の交換は、学問進展はもちろん大学間協力のため重要かつ不可欠の問題であり、また、このことは若手教官の質の向上の上からいっても同様のことがいえる。したがって、これを実現するためには、是非ともこれら研究者を学会その他の研究集会に出席させる必要がある。

しかるに、教官研究旅費の現状は、僅か1回の学会に出席することさえことかく状態である。よって、教官の学会・研究集会等の出席旅費を差当り現在の3倍に増額するよう格段の措置を講ずる必要がある。

2. 国際交流の強化

最近の学問の急速な進歩に対応するためには国内の大学の協力はもちろん、国際交流の強化が緊要であることはいまさいうまでもない。しかして、国際交流強化の方策としては、客員教授等受入れ制度の確立、在外研究員制度の拡充、国際会議等の場における研究協力の強化、姉妹大学協定制度的確立、外国人奨励研究員制度の拡充等の措置を講ずることがもっとも緊要である。

(イ) 客員教授等受入れ制度の確立

国際間の学問の交流として、客員教授等を招へいして、研究成果の交換或いは共同

研究または専門の講義等を行なうことは、わが国における学問発展のために須要のことである。現在これら客員教授等所謂リサーチフェローなどについては、客員教授の扱が認められているが、その地位、処遇および責任ならびに施設利用等についてはいまだに不明確な点があるので緊急にその具体的措置を検討し、その受入れ制度を確立するとともにこれに伴う宿舍の整備をする必要がある。

(ロ) 在外研究員制度の拡充

現在国立大学の在外研究員は、国立大学および文部省所轄機関の教官、研究職員の0.6%程度で、戦前の2.5%をはるかに下まわっており、滞在期間は、当時の2分の1にも満たない状態である。しかも、当時に比し現在は、学問の発展の速度がいちじるしく、国力に対する科学技術の重要度も増加し、他方世界が近接し互いに密接な関係をもつようになってきている。したがって、このような状況のもとで、在外研究員の派遣が現在のような状態にあることは、一日も放置することを許されないことである。よって、速やかに在外研究員を少なくとも現在の2倍以上に増員し、かつ、滞在期間の延長等その改善について対策を講ずる必要がある。

(ハ) 国際会議等の場における研究協力の強化

現在大学の教官には、国の内外においてすぐれた研究業績をあげている者が多く、そのため海外の国際学会からその成果の発表とこれにもとづく討論を求められる場合が激増している。このことは、また、諸外国における学問の水準を理解することにより更にわが国における学問の進展を図り、

教官の質的向上を図るためにも欠くことの出来ないことである。他方、わが国における海外派遣費の現状を見るに、昭和40年度まではあげて日本学術会議の予算に依存し、昭和41年度において始めて、関係各方面の理解と協力によりこれらの経費が国立学校予算に計上され、改めてその効用の実をあげ得たことはわれわれのひとしく同慶に堪えないところである。しかしながら、その予算の額は、現在海外派遣に対する国外および国内の要求の実情から見て、余りにも僅少のため甚だ遺憾な状態におかれている。

よって、昭和42年度予算においては、少なくとも現在の5倍に増額し、現在最も緊要とされている国際的研究協力の推進を図る必要がある。

(イ) 姉妹大学協定制度の確立

国際交流においても、国内における大学間の協力と同様に、種々な面で関連の深い外国の大学と姉妹大学としての協定を行ない、継続的に教官および学生を交換し、施設の相互利用共同研究の実施などを行なう必要があり、これについてはユネスコ等も積極的な考えをもっている。よって、このような協定が実施できるよう諸般の措置を講ずることが緊要である。

(ロ) 外国人奨励研究員制度の拡充

学術の国際交流の一環として昭和39年度以来財団法人日本学術振興会の事業として外国人奨励研究員制度が設けられ、わが国の大学その他の研究機関において研究を希望する外国人研究者の受入れが実施されているが、この制度の効果と希望者の増加とにかんがみ、これを拡大してその募集人員を増員しまた期間を延長する等の方法によ

り、国際交流の効果的な促進を図る必要がある。

(2) 科学技術基本法（仮称）に対する意見の要旨

下記は昭和41年11月4日開催の科学技術行政特別委員会の際の協議に基づき、科学技術基本法（仮称）に対し当協会が従来行なって来た意見の要旨について11月14日大河内会長および石橋、渡辺、三輪科学技術行政特別委員会各委員が有田文部大臣兼科学技術庁長官を訪ね説明を行なった際のメモである。

科学技術基本法（仮称）に対する意見の要旨

（昭41. 11. 14）

国立大学協会

1. この法律においては、自然科学および人文社会科学の両分野が、真に調和のとれた発展を遂げられるよう、特にその実現を企図し、自然科学および人文社会科学の両分野をその対象とすること。
2. この法律全般にわたり、研究および教育の場である大学の自主的立場を規制する趣旨の条項ないし表現は絶対に含まないようにすること。
3. この法律の運用に際しては、研究および教育の場である大学の自主的立場を尊重すべき旨の条項を設けること。
4. 「科学技術」という用語については、その表現と内容を明確にするため、原則として、これを「科学および技術」という用語に改め、必要に応じては、単に「科学」もしくは「技術」と書き分けるようにすること。

なお、大学における研究は、ここにいう「科学」に属するものとし、法律その他な

んらかの形でこの点を明確にすること。

以上の点は、単に用語の問題にとどまらず、この法律の基本構想にも深く関連しているので、その実現方について特に強く要望する。

5. この法律が、科学技術基本法である点にかんがみ、「教育」に関する施策については触れないことが望ましい。したがって、基本計画のうち、研究基盤の育成のための長期的計画には、主として教育に関する事項は、これに含ませないようにすること。
6. 研究基盤育成計画のうち、科学に関する事項の策定にあたっては、わが国学術の代表機関たることを理念とする日本学術会議に対し、あらかじめその大綱を諮ることは認められるが、同時にまた、その具体的施策の策定については、あらかじめ適当の方法により大学の意見を徴する等、わが国科学研究者の大多数が現実に研究の場としている大学の立場を、これに反映させるよう適当の措置を講ずること。
7. この法律運用の主体ともいうべき科学技術会議（仮称）の組織と運営の当否は、この法律の運用および効果に重要かつ密接な関係をもっている。よって、
 - (1) 科学技術会議の構成にあたっては、この法律が人文社会科学をも対象に包含した趣旨に従い、各代表数の配分には慎重な考慮を払うこと。その際大多数の科学研究者を擁する大学の立場を有効に反映させるよう特に考慮すること。
 - (2) 科学技術会議の事務局は、同会議に専属し、他の行政機関と独立したものを新たに設置すること。すなわち、科学技術会議が政府の諮問に対し、厳正かつ中立的批判的立場を厳守すべきことからいって、その事

務を処理する事務局もまた、同様の立場を厳守し得るような組織・性格をもつものでなければならない。よって、科学技術会議以外の行政事務を担当する既設の行政機関がこの会議の事務を併せて処理するような措置は絶対に採るべきではない。

- (3) なお、以上の原則からいって当然のことであるが、ここにいう科学技術会議は科学技術基本法に基づいて設置されるべきものであり、その権限と任務もまた科学技術基本法によって定められた事項に限定されるべきであって、従来の科学技術会議が行なっているような一般行政に関する事項については一切関与すべきでないことはもちろんである。

C 追 加 予 算

1. 昭和41年度追加予算 (昭和41年 8月26日)

科 目	予算額(当初)	追加予算額	予算現額(改訂)	備 考
歳 入 の 部 4 雑 収 入	16,548,000円 1,400,000	2,121,000円 2,121,000	18,669,000円 3,521,000	追加予算は「大学の管理運営に関する意見書」の頒布収入額にしてその算出内訳は 19,500部(今回頒布総部数)－6,300部(当初積算部数)×120円(今回頒布単価) ＝1,584,000円(新規収入額)……(A) 6,300部×(120円－80円(当初積算単価)) ＝252,000円(当初積算部数に対する単価変動による増額の分)……(B) 18,500部(付対照表部数)×10円(単価) ＝185,000円……(C) 以上送料100,000円……(D) A＋B＋C＋D＝2,121,000円
歳 出 の 部 A 事 業 費 6 調査研究費	16,548,000 5,350,000 2,300,000	2,121,000 2,121,000 2,121,000	18,669,000 7,471,000 4,421,000	追加予算は「大学の管理運営に関する意見書」同付対照表製作費及び各大学宛送料等の支払いに充当

(追加予算を要する理由)

「大学の管理運営に関する意見書」の当初積算額は504,000円(6,300部単価80円)のところ頁数等増加により単価が120円に変更されたので252,000円の積算不足を生じ、なお頒布部数においても当初予定の部数6,300部より13,200部(1,584,000円)を増加し、更に同付対照表185,000円(18,500部単価10円)、送料100,000円(各大学宛)を加算し総額において2,121,000円を追加予算として計上するものである。

2. 昭和41年度追加予算 (昭和41年10月6日)

科 目	予算現額(10月1日現在)	追加予算額	改訂予算額	備 考
歳 入 の 部 4 雑 収 入	18,669,000円 3,521,000	850,000円 850,000	19,519,000 4,371,000	追加予算は「学生問題に関する所見」案(15,000部)及び同決定書(19,000部)の頒布収入額にしてその算出内訳は(15,000部(案)＋19,000部(決定書))×25円(1部当り単価)＝850,000円
歳 出 の 部 A 事 業 費 6 調査研究費	18,669,000 7,471,000 4,421,000	850,000 850,000 850,000	19,519,000 8,321,000 5,271,000	追加予算は「学生問題に関する所見」案及び同決定書の製作費に充当

(追加予算を要する理由)

「学生問題に関する所見」の頒布額については当初予算編成に当たっては積算なく今回別記の通り計上の必要を生じたるにつき追加予算として提出するものである。

D 資 料

文 大 大 第 101 号

昭和42年 1 月13日

1 昭和42年度新設予定学部学科等の 入学者選抜について

各国立大学長殿

文部省大学学術局長

天 城 勲

新設予定学部学科等の入学者選抜については、「国立大学新設予定学部学科等の入学者選抜について」（昭和 39年11月20日付け文大大第 514号）により実施することになっていますが、昭和42年度については、諸般の事情によりこの通知により得ないことが予想されますので、昭和42年度に限りとくに次の要領により実施願います。

については、下記 3 により実施する場合の増設予定学科（課程）の学生を含めて発表する学科（課程）名を早急に報告願います。

記

I 大学の場合

1. 学部の新設（学部の分離を除く。）

(1) 募集要項の発表

政府予算案決定後とする。

(2) 選抜期日等

願書受付、選抜試験、入学者の発表のいずれも関係法令の制定、予算の成立後とする。

なお、選抜期日等の具体的日程については、おって通知する。

2. 文理学部の改組

(1) 学生募集および試験

ア 現行の学部学科名および学生定員により、昭和42年度大学入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）別紙 2 の 1 に定める期日に行なう。

イ 入学試験の当日、改組後における各受験者の学部学科の志望を提出させる。

(2) 入学者の発表

政府予算案の決定後、新定員により現行学部学科の学生として発表する。この場合、関係法令の制定、予算の成立までは現行学部学科の学生として扱う。

(3) 注意事項

ア 文理学部の学生募集要項の備考等に次の事項を示すこと。

(ア) 文理学部改組の計画があるが、政府予算案との関連において未定であること。

(イ) 政府予算案においてこの計画が認められた場合は、新定員により入学者の発表を行なうこと。

(ウ) 入学試験当日、各受験者について、改組が認められた場合の学部学科の志望を提出させるので、明確に意志表示できるよう準備しておくこと。

イ 入学者の発表にあたっては、改組後に入学する予定の学部学科名も入学者に分るよう措置すること。

3. 学科（課程を含む。以下同じ。）の増設

(1) 学生募集および試験

ア 既設学科 について現行定員により

「実施要項」別紙2の1に定める期日に行なうものとするが、政府予算案において学科増設が認められた場合は、増設予定学科に入学させる予定の学生を既設の特定学科に含めて選抜する。

イ 入学試験の当日、各受験者の学科増設の場合における学科の志望を提出させる。

(2) 入学者の発表

政府予算案の決定後、増設予定学科に入学させるべき学生は、既設の特定学科に含めて発表する。

(3) 注意事項

ア 学生募集要項の備考等に次の事項を示すこと。

㍑ 学科増設の計画があるが、政府予算案との関連において未定であること。

㍑ 政府予算案においてこの学科増設が認められた場合は、既設の特定学科に含めて入学者の発表を行なうこと。

㍑ 入学試験当日、受験者について、学科増設が認められた場合における学科の志望を提出させるので明確に意思表示できるよう準備しておくこと。

イ 入学者の発表にあたっては、学科増設後に入学する予定の学科名も入学者に分るよう措置すること。

4. 学生増募

(1) 学生募集、試験および入学者の発表

現行の学生定員により募集、試験を実施し、入学者の発表は政府予算案の決定後、新定員により行なう。

(2) 注意事項

募集要項の備考等に、増募の計画があること、政府予算案において増募が認められた場合は新定員により許可することを示すこと。

5. 大学院の新設および大学院の研究科、課程、専攻の増設ならびに大学の専攻科の新設および専攻科の専攻の増設

おって、政府予算案決定後通知する。

II 短期大学の場合

1. 学科増設、学生増募および専攻科の新設

大学の学科増設、学生増募および専攻科の新設の場合と同様とする。

2. 医療技術短期大学の新設

大学の学部新設の場合と同様とする。

III 一般的注意事項

(1) 文理学部改組、学科の増設、学生増募の計画は、目下検討中であり、関係法令の制定、予算の成立によって確定するものであることを志願者に周知させること。

(2) これらの計画については、政府予算案決定次第その結果を志願者に周知させること。

文 大 教 第 103 号

昭和42年 1 月 13 日

2 昭和42年度新設、学級増予定の附属学校における入学者の選抜について（通知）

附属学校を置く各国立大学長殿

文部省大学学術局長

天 城 勲

標記入学者の選抜は、諸般の事情により昭和42年度に限り下記の要領により実施することとしたので、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 学校の新設

- (1) 児童・生徒の募集、試験および入学者の発表

関係法令の制定、ならびに予算の成立後とすること。

- (2) 注意事項

願書受付および試験期日等具体的日程については、事前に協議すること。

2. 養護学校高等部の新設

- (1) 生徒の募集、試験および入学者の発表
予算の成立後とすること。

- (2) 注意事項

既設の小・中学部児童・生徒募集要項の備考等に高等部設置の計画がある旨示すことは、さしつかえないが政府予算案との関連において未定であることを周知させること。

3. 学級増加の場合

イ 複式学級および特殊学級の新設

- (1) 児童の募集、試験および入学者の発表
政府予算案の決定後とすること。

- (2) 注意事項

養護学校高等部新設の場合の(2)に準ず

ること。

ロ 幼稚園3年保育の増加

複式学級および特殊学級の新設の場合と同様の取り扱いとすること。

ハ 普通学級の増加

- (1) 児童・生徒の募集および試験

現行の入学定員により行なうこと。

- (2) 入学者の発表

入学者の発表を政府予算案の決定後に行なう場合は、増員分を含めて発表すること。ただし、政府予算案の決定前に現行の定員により入学者の発表を行なった場合は、政府予算案の決定後に増員分について追加発表を行なうこと。

- (3) 注意事項

児童・生徒募集要項の備考等に学級増の計画がある旨示すことはさしつかえないが政府予算案との関連において未定であることを周知させること。

4. 一般的注意事項

学級増の計画は目下検討中であり、予算の成立によって確定するものであることを志願者に周知させること。

3 昭和41年度大学卒業予定者就職状況調査（第2回）集計結果表

——昭和41年11月15日現在——

昭和42年1月
文部省大学学術局学生課

<調査票回収状況>

区 分	合 計	4 年 制 大 学				短 期 大 学			
		計	国 立	公 立	私 立	計	国 立	公 立	私 立
卒業年次在籍数	277,094	197,373	36,529	7,540	153,407	79,721	2,650	6,510	70,561
標 本 抽 出 率	平均 (3.5%)	平均(2.9%)	1/20	1/4	1/80	平均(5.1%)	1/2	1/5	1/50
調 査 数	9,685	5,636	1,830	1,889	1,917	4,047	1,331	1,298	1,418
有 効 回 収 数	8,989	5,263	1,747	1,747	1,769	3,726	1,301	1,175	1,250
有 効 回 収 率	92.8%	93.4%	95.5%	92.5%	92.3%	92.1%	97.7%	90.5%	88.2%

備考 1. 調査対象

○4年制大学……学部学生（ただし、医学部、歯学部、商船学部および国立大学教員養成学部学生ならびに外国人学生を除く。）

○短期大学……本科学生

2. 調査時点 昭和41年11月15日現在

3. 各表の注意 イ 各表の上段（ ）は前年同期を示す。

ロ 就職決定者には内定を含む。

1-1 卒業予定者数

区 分		計			昼 間 部			夜 間 部		
		計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
4 年 制 大 学	計	191,214	163,490	27,724	171,829	145,380	26,449	19,384	18,110	1,275
	国 立	33,999	31,366	2,633	33,372	30,737	2,633	627	627	0
	公 立	7,192	5,430	1,762	6,556	4,856	1,700	636	574	62
	私 立	150,023	126,694	23,329	131,901	109,785	22,116	18,122	16,909	1,213
短 期 大 学	計	78,827	15,092	63,735	68,973	7,684	61,289	9,854	7,408	2,446
	国 立	2,353	2,138	215	216	163	53	2,137	1,975	162
	公 立	6,366	1,945	4,421	5,252	1,141	4,111	1,114	805	310
	私 立	70,108	11,009	59,099	63,505	6,380	57,125	6,603	4,629	1,974

1-2 卒業後の進路

区 分			計	就 職 希 望	進 学	現 職 停 留	家事家業その他	未定・不明
4 年 制 大 学	計		191,214 (100.0)	158,875 (83.1)	11,857 (6.2)	6,776 (3.5)	10,752 (5.6)	2,954 (1.6)
	性 別	男 子	163,490	138,508	10,522	6,560	5,728	2,172
		女 子	27,724	20,367	1,335	216	5,024	782
	昼 夜 別	昼 間 部	171,829	147,935	11,414	87	9,972	2,421
		夜 間 部	19,385	10,940	443	6,689	780	533
	設 置 者 別	国 立	33,999	26,345	6,190	335	711	418
		公 立	7,192	5,919	552	371	156	194
		私 立	150,023	126,611	5,155	6,070	9,885	2,342
短 期 大 学	計		78,827 (100.0)	53,583 (68.0)	6,166 (7.8)	6,472 (8.2)	9,614 (12.2)	2,992 (3.8)
	性 別	男 子	15,092	6,652	2,271	5,026	612	531
		女 子	63,735	46,931	3,895	1,446	9,002	2,461
	昼 夜 別	昼 間 部	68,973	51,422	5,420	73	9,422	2,636
		夜 間 部	9,854	2,161	746	6,399	192	356
	設 置 者 別	国 立	2,353	694	144	1,405	57	53
		公 立	6,366	4,852	321	777	299	117
		私 立	70,108	48,037	5,701	4,290	9,258	2,822

2-1 昼夜別、性別の就職状況

区 分		4 年 制 大 学					短 期 大 学				
		計	昼 夜 別		性 別		計	昼 夜 部		性 別	
			昼間部	夜間部	男 子	女 子		昼間部	夜間部	男 子	女 子
計	就 職 希望者数	(152,630) 158,875	(140,724) 147,935	(11,906) 10,940	(132,405) 138,508	(20,225) 20,367	(39,916) 53,583	(37,354) 51,422	(2,562) 2,161	(5,963) 6,652	(33,953) 46,931
	就 職 決定者数	(110,232) 110,284	(104,363) 104,471	(5,869) 5,813	(102,098) 103,612	(8,134) 6,672	(14,291) 18,797	(13,094) 17,882	(1,197) 915	(3,113) 3,431	(11,178) 15,366
	決 定 率	(72.2) 69.4	(74.2) 70.6	(49.3) 53.2	(77.1) 74.8	(40.2) 32.8	(35.8) 35.1	(35.1) 34.8	(46.7) 42.3	(52.2) 51.6	(32.9) 32.7
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(52.3) 51.2	(54.5) 51.8	(27.5) 42.2	(57.0) 55.9	(20.8) 20.4	(20.2) 21.7	(20.3) 21.2	(16.7) 32.1	(27.0) 27.2	(18.8) 20.9
	求人倍率	(5.9) 8.5	(5.6) 7.6	(9.5) 21.2	(6.4) 9.6	(2.2) 4.2	(1.5) 1.6	(1.4) 1.5	(2.8) 4.9	(2.8) 4.5	(1.3) 1.4
国 立	就 職 希望者数	26,345	26,137	208	24,339	2,006	694	208	486	631	63
	就 職 決定者数	20,994	20,805	189	20,325	669	280	69	211	272	8
	決 定 率	(81.4) 79.2	(81.3) 79.6	(91.9) 90.9	(85.0) 83.5	(41.1) 33.3	(51.1) 40.3	(49.8) 33.2	(52.1) 43.4	(52.6) 43.1	(37.5) 12.7
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(65.1) 69.9	(65.3) 69.8	(50.0) 78.0	(69.4) 73.8	(19.6) 23.0	(27.5) 20.5	(27.9) 3.7	(27.2) 28.0	(27.2) 21.9	(30.3) 6.3
	求人倍率	(7.9) 8.9	(7.8) 8.7	(18.0) 34.1	(8.3) 9.6	(3.7) 12.1	(3.3) 4.8	(1.9) 1.6	(4.4) 6.2	(3.5) 5.2	(1.9) 5.0
公 立	就 職 希望者数	5,919	5,680	239	4,385	1,534	4,852	4,587	265	997	3,855
	就 職 決定者数	4,045	3,971	74	3,505	540	1,357	1,330	17	393	946
	決 定 率	(69.7) 68.3	(70.0) 69.9	(56.8) 31.0	(79.9) 79.9	(35.1) 35.2	(27.8) 28.0	(27.9) 29.0	(27.5) 10.2	(41.0) 39.4	(24.7) 25.0
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(51.8) 54.0	(52.3) 55.3	(35.7) 23.7	(64.9) 66.7	(13.1) 13.6	(14.1) 16.4	(14.6) 17.0	(7.6) 8.3	(19.4) 22.8	(12.7) 14.8
	求人倍率	(9.3) 10.9	(7.8) 9.7	(72.8) 40.2	(11.0) 14.5	(3.6) 3.3	(1.5) 1.9	(1.5) 1.7	(1.7) 5.2	(3.3) 4.6	(1.1) 1.4
私 立	就 職 希望者数	126,611	116,118	10,493	109,784	16,827	48,037	46,627	1,410	5,024	43,013
	就 職 決定者数	85,245	79,695	5,550	79,782	5,463	17,160	16,483	677	2,766	14,394
	決 定 率	(70.4) 67.3	(72.7) 68.6	(48.3) 52.9	(75.2) 72.7	(40.5) 32.5	(36.4) 35.7	(35.8) 35.4	(48.5) 48.0	(54.4) 55.1	(33.9) 33.5
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(49.6) 47.1	(52.1) 47.6	(27.0) 42.4	(53.9) 51.4	(21.7) 20.6	(20.6) 22.2	(20.9) 21.8	(15.0) 41.1	(28.6) 28.8	(19.5) 21.5
	求人倍率	(5.3) 8.3	(4.9) 7.2	(8.6) 20.5	(5.8) 9.4	(1.9) 3.3	(1.4) 1.5	(1.4) 1.5	(2.4) 4.5	(2.5) 4.4	(1.3) 1.4

2-2 学科系統別就職状況

(1) 4年制大学

区 分		計	法律・ 政 治	経済・ 商 学	文	家 政	理	工	農	薬	その他
計	就 職 希 望 者 数	(152,630) 158,875	(18,598) 19,835	(53,609) 58,768	(23,264) 23,738	(3,528) 2,592	(4,058) 4,436	(32,783) 32,687	(7,392) 7,482	(3,692) 3,369	(5,706) 5,608
	就 職 決 定 者 数	(110,232) 110,284	(15,426) 14,795	(40,207) 44,351	(10,506) 10,577	(1,725) 810	(2,864) 2,594	(28,843) 27,679	(5,607) 4,490	(3,228) 2,359	(1,933) 2,629
	決 定 率	(72.2) 69.4	(82.9) 74.6	(75.0) 75.5	(44.7) 44.6	(48.9) 27.4	(70.6) 58.5	(88.0) 84.7	(75.9) 60.0	(87.4) 70.0	(33.9) 46.9
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(52.3) 51.2	(62.9) 57.4	(53.3) 55.8	(27.3) 25.4	(18.2) 14.2	(52.6) 46.2	(72.4) 69.1	(40.9) 37.4	(77.4) 57.5	(19.5) 27.0
	求 人 倍 率	(5.9) 8.5	(8.1) 12.2	(7.1) 10.2	(5.1) 8.7	(0.7) 1.6	(6.1) 7.8	(5.4) 6.4	(2.9) 3.9	(3.0) 4.4	(1.9) 1.8
国 立	就 職 希 望 者 数	26,345	2,216	4,224	3,366	105	1,735	10,078	3,785	439	397
	就 職 決 定 者 数	20,994	1,903	3,910	1,526	21	1,025	9,368	2,739	335	167
	決 定 率	(81.4) 79.7	(91.7) 85.9	(97.7) 92.6	(43.4) 45.3	(34.2) 20.0	(64.3) 59.1	(95.0) 93.0	(73.2) 72.4	(80.2) 76.3	(22.2) 42.1
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(65.1) 69.9	(80.9) 82.9	(89.8) 88.3	(27.2) 32.7	(14.2) 16.4	(49.4) 46.7	(80.2) 85.1	(44.7) 52.7	(66.7) 62.4	(5.6) 29.3
	求 人 倍 率	(7.9) 8.9	(9.7) 10.6	(12.0) 14.1	(7.8) 7.7	(0.9) 1.0	(7.0) 9.5	(7.7) 8.8	(3.9) 4.1	(5.6) 8.8	(6.4) 4.0
公 立	就 職 希 望 者 数	5,919	622	1,472	1,467	419	186	842	488	242	181
	就 職 決 定 者 数	4,045	578	1,157	639	95	95	794	363	203	121
	決 定 率	(69.7) 68.3	(96.5) 92.9	(79.3) 78.6	(44.1) 43.6	(25.7) 22.7	(85.6) 51.1	(95.8) 94.3	(74.7) 74.4	(92.7) 83.9	(49.5) 66.9
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(51.8) 54.0	(66.7) 87.7	(69.9) 60.6	(18.7) 20.2	(10.6) 10.0	(44.3) 35.9	(84.1) 89.8	(47.7) 50.0	(74.9) 61.6	(14.0) 53.7
	求 人 倍 率	(9.3) 10.9	(36.7) 6.5	(9.7) 14.6	(6.5) 8.4	(1.2) 4.8	(21.8) 32.6	(18.2) 13.4	(3.1) 8.2	(4.4) 10.4	(1.8) 4.0
私 立	就 職 希 望 者 数	126,611	16,997	53,072	18,905	2,428	2,515	21,767	3,209	2,688	5,030
	就 職 決 定 者 数	85,245	12,314	39,284	8,412	694	1,474	17,517	1,388	1,821	2,341
	決 定 率	(70.4) 67.3	(81.6) 72.4	(72.8) 74.0	(45.0) 44.5	(52.9) 28.6	(73.9) 58.6	(84.6) 80.5	(78.9) 43.3	(88.1) 67.7	(34.3) 46.5
	第1回調査 時(9.15)の 決定率	(49.6) 47.1	(60.5) 53.2	(49.5) 53.0	(27.9) 24.4	(20.0) 14.8	(55.2) 46.6	(68.3) 61.0	(36.4) 18.4	(79.4) 56.2	(21.6) 25.9
	求 人 倍 率	(5.3) 8.3	(7.6) 12.7	(6.6) 9.8	(4.6) 8.9	(0.6) 0.9	(4.7) 4.8	(3.9) 5.0	(1.8) 3.0	(2.5) 3.1	(1.4) 1.6

(注) 「その他」は体育、芸術等である。

(2) 短期大学

区 分		計	法政経商	文	家政	理工	農	その他
計	就職希望者数	(39,916) 53,583	(2,882) 4,457	(9,011) 13,946	(17,851) 22,002	(3,477) 3,473	(498) 721	(6,197) 8,984
	就職決定者数	(14,291) 18,797	(1,156) 2,130	(3,383) 5,562	(5,371) 6,157	(1,974) 1,713	(333) 161	(2,069) 3,074
	決 定 率	(35.8) 35.1	(40.1) 47.8	(37.6) 39.9	(30.1) 28.0	(56.8) 49.3	(66.9) 22.3	(33.4) 34.2
	第1回調査時 (9.15)の決定率	(20.2) 21.7	(17.7) 36.0	(26.8) 33.0	(17.7) 15.4	(32.6) 22.1	(41.5) 10.8	(9.6) 13.0
	求 人 倍 率	(1.5) 1.6	(2.7) 3.5	(1.7) 1.6	(1.0) 1.1	(2.1) 2.4	(1.3) 1.1	(1.5) 1.7
国 立	就職希望者数	694	205	75	—	371	—	43
	就職決定者数	280	87	16	—	159	—	18
	決 定 率	(51.1) 40.3	(50.7) 42.4	(48.9) 21.3	(—) —	(51.6) 42.9	(—) —	(—) 41.9
	第1回調査時 (9.15)の決定率	(27.5) 20.5	(36.1) 23.7	(28.9) 6.9	(—) —	(50.2) 20.0	(—) —	(—) 27.0
	求 人 倍 率	(3.3) 4.8	(5.2) 8.5	(2.1) 1.6	(—) —	(2.9) 4.0	(—) —	(—) —
公 立	就職希望者数	4,852	753	831	1,850	449	382	587
	就職決定者数	1,357	294	183	399	199	105	177
	決 定 率	(27.8) 28.0	(27.9) 39.0	(20.4) 22.0	(26.0) 21.6	(48.5) 44.3	(37.4) 27.5	(24.5) 30.2
	第1回調査時 (9.15)の決定率	(14.1) 16.4	(14.7) 26.0	(11.2) 17.4	(12.2) 12.1	(27.2) 34.9	(29.8) 8.8	(12.5) 7.0
	求 人 倍 率	(1.5) 1.9	(1.9) 2.7	(1.6) 1.6	(1.0) 1.2	(3.1) 4.1	(1.5) 1.2	(1.8) 2.1
私 立	就職希望者数	48,037	3,499	13,040	20,152	2,653	339	8,354
	就職決定者数	17,160	1,749	5,365	5,758	1,355	56	2,879
	決 定 率	(36.4) 35.7	(44.5) 50.0	(38.8) 41.1	(30.6) 28.6	(59.5) 51.1	(87.1) 16.5	(34.2) 34.5
	第1回調査時 (9.15)の決定率	(20.6) 22.2	(17.0) 40.0	(28.1) 34.2	(18.4) 15.7	(35.8) 20.8	(54.6) 12.6	(9.4) 13.2
	求 人 倍 率	(1.4) 1.5	(2.7) 3.3	(1.7) 1.6	(1.1) 1.1	(1.7) 1.9	(1.2) 0.9	(1.5) 1.6

(注) 「その他」は保育、体育、芸術、看護等である。

2-3 事業所規模別就職状況

区 分		4 年 制 大 学						短 期 大 学						
		計	大企業	中企業	小企業	学 校 官 公 庁	その他 不 明	計	大企業	中企業	小企業	学 校 官 公 庁	その他 不 明	
就 職 希 望 者	計	(100.0) 100.0	(44.2) 49.9	(33.7) 30.3	(2.0) 3.9	(17.6) 15.8	(2.5) 0.1	(100.0) 100.0	(33.8) 30.7	(24.0) 27.5	(4.5) 5.5	(34.6) 35.1	(3.1) 1.2	
		(152,630) 158,875	(67,535) 79,261	(51,503) 48,069	(2,993) 6,202	(26,821) 25,078	(3,778) 265	(39,916) 53,583	(13,496) 16,451	(9,562) 14,760	(1,795) 2,938	(13,798) 18,806	(1,265) 628	
	性 別	男 子	138,500	72,109	45,171	5,163	15,909	156	6,652	1,237	3,598	761	1,054	2
		女 子	20,367	7,152	2,898	1,039	9,169	109	46,931	15,214	11,162	2,177	17,752	626
	設 置 者 別	国 立	26,345	16,958	3,180	562	5,519	126	694	99	413	72	108	2
		公 立	5,919	2,903	1,094	92	1,782	48	4,852	1,337	1,080	327	2,104	4
		私 立	126,611	59,400	43,795	5,548	17,777	91	48,037	15,015	13,267	2,539	16,594	622
	就 職 決 定 者	計	(100.0) 100.0	(49.0) 59.9	(29.8) 29.2	(7.1) 3.5	(13.4) 7.3	(0.7) 0.1	(100.0) 100.0	(45.9) 41.7	(23.3) 26.9	(7.7) 6.3	(19.8) 23.4	(2.3) 1.7
(110,232) 110,284			(53,982) 66,028	(32,884) 32,209	(7,808) 3,852	(14,782) 8,093	(776) 102	(14,291) 18,797	(6,559) 7,830	(3,477) 5,057	(1,099) 1,175	(2,831) 4,391	(325) 344	
性 別		男 子	103,612	62,430	31,027	3,638	6,415	102	3,431	616	2,078	425	312	0
		女 子	6,672	3,598	1,182	214	1,678	0	15,366	7,214	2,979	750	4,079	344
設 置 者 別		国 立	20,994	15,766	2,448	416	2,280	84	280	44	185	27	24	0
		公 立	4,045	2,482	794	55	696	18	1,357	617	299	133	304	0
		私 立	85,245	47,780	28,967	3,381	5,117	0	17,160	7,169	4,573	1,015	4,063	340

(注) 大 企 業……総従業員数500人以上
 中 企 業…… " 100～499人
 小 企 業…… " 100人未満

2-4 学科系統別・産業種類別の決定状況

区 分		就職決定者数	合計	第1次産業 農 林 水 産	第 2 次 産 業														第 3 次 産 業						そ の 他	不 明	
					計	鉱業	建設業	製 造 業											計	卸売業 小売業	金融 保険 不動 産	運輸 通信 ガス 道	電気 水道	サ ー ビ ス 業			公務
								小計	食品	繊維 工業	出版 印刷	化学 工業	石油 炭素 製品	金属 製品	機械	電気 機械 器具	その他										
4 年 制 大 学	法律・政治	14,795	100.0	0.6	29.4	0.2	6.2	23.0	2.5	0.8	3.0	5.2	0.1	3.1	2.2	2.2	3.9	67.9	23.1	25.0	5.2	8.2	6.4	0.6	1.5		
	経済・商学	44,351	100.0	—	40.6	0.5	4.4	35.7	4.4	3.0	2.3	6.7	0.5	3.1	7.2	3.3	5.2	68.7	29.3	22.0	2.9	3.2	1.3	0.4	0.3		
	文	10,577	100.0	—	41.5	1.7	2.7	37.1	3.9	0.4	8.7	6.6	—	3.1	3.9	4.8	5.7	56.7	23.8	6.4	4.5	17.0	5.0	0.1	1.7		
	家 政	810	100.0	—	19.7	—	2.7	17.0	0.9	3.7	10.8	—	—	—	—	1.1	0.5	69.7	—	10.7	—	4.3	54.7	10.6	—		
	理	2,594	100.0	—	59.1	4.3	3.5	51.3	—	—	1.6	10.7	—	—	16.6	18.9	3.5	33.4	11.2	—	0.2	13.4	8.6	7.5	—		
	工	27,679	100.0	0.4	81.9	2.1	19.0	60.8	1.1	1.5	0.5	6.4	1.5	6.3	18.9	17.8	6.8	15.4	4.4	0.3	4.5	3.6	2.6	1.3	1.0		
	農	4,490	100.0	11.9	51.7	—	6.4	45.3	20.1	1.1	0.6	12.1	—	0.6	4.4	—	6.4	33.9	9.8	0.9	3.1	5.5	14.6	1.5	1.0		
	薬	2,357	100.0	—	69.5	—	—	69.5	—	—	—	62.1	—	—	—	—	7.4	30.5	7.3	—	—	22.1	1.1	—	—		
	そ の 他	2,629	100.0	—	30.0	—	0.3	29.7	—	6.7	7.5	1.0	—	3.3	6.7	0.6	3.9	66.0	3.7	—	9.9	52.1	0.3	3.2	0.8		
	計		(100.0) 100.0	(0.9) 0.7	(48.3) 50.6	1.0	8.0	41.6	3.6	2.0	2.6	7.7	0.6	3.6	9.0	7.0	4.8	(48.1) 46.9	19.2	13.0	3.8	7.1	3.8	(0.9) 1.1	(1.8) 0.7		
		(110,232) 110,284		(994) 731	(53,336) 55,881	1,132	8,805	45,944	3,957	2,183	2,863	8,530	631	4,023	9,948	7,752	6,057	(53,006) 51,625	21,157	14,321	4,195	7,809	4,143	(1,028) 1,178	(1,868) 869		
短 期 大 学	法・政・経・商	2,805	100.0	—	42.6	2.8	3.0	36.8	5.7	3.8	0.3	3.2	—	7.9	8.5	5.7	1.7	56.4	15.9	25.7	0.5	4.1	10.2	0.8	0.2		
	文	5,562	100.0	2.1	28.8	3.1	—	25.7	1.0	4.2	0.1	5.2	1.0	4.0	1.2	5.7	3.3	65.9	20.4	24.9	7.3	15.3	1.0	1.1	2.1		
	家 政	6,157	100.0	0.1	31.9	—	1.0	30.9	3.1	5.7	—	7.6	0.6	2.8	4.9	1.9	4.8	52.5	10.8	18.8	3.0	29.9	—	2.7	2.8		
	理 工	1,713	100.0	0.1	53.2	0.2	20.7	32.8	0.6	1.7	3.9	1.2	—	15.0	7.6	1.8	1.0	39.5	24.0	—	3.7	4.1	7.7	6.6	0.1		
	農	161	100.0	—	68.9	—	9.9	59.0	38.6	—	—	3.7	3.7	—	—	6.8	6.2	27.3	6.8	—	—	9.9	10.6	3.8	—		
	そ の 他	3,074	100.0	—	15.8	0.2	—	15.6	—	3.8	3.9	0.1	—	0.1	1.9	—	5.8	81.9	—	0.4	3.8	77.7	—	2.3	—		
計		(100.0) 100.0	(0.6) 0.6	(32.8) 31.9	1.3	2.6	28.0	2.4	4.3	1.0	4.6	0.3	4.4	4.0	3.1	3.9	(57.1) 63.6	13.6	15.6	4.1	28.0	2.3	(2.1) 2.3	(7.4) 1.6			
	(14,291) 18,797		(88) 121	(4,672) 5,994	245	496	5,253	442	808	196	858	68	829	746	575	731	(8,171) 11,951	2,562	2,933	779	5,254	423	(294) 440	(1,066) 291			

4 人事院規則17—0 別表の国立大学管理職員等について（昭和41.

11.28 理事会了解事項）

国大協庶第157号

昭和41年12月8日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

人事院規則17—0 別表の国立大学管理職員等について、去る11月28日開催の当協会理事会において、別紙のとりの了解事項が了承され、翌29日、30日開催の第38回総会においてその旨が報告されましたが、改めて貴学の参考資料として上記の了解事項をお送りいたします。

人事院規則17—0 別表の国立大学
管理職員等について

（注）この了解事項は、昭和41.11.28日開催の国立大学協会理事会において、了承されたものである。

人事院規則17—0の別表中、国立大学の欄の適用については、次のように了解する。

- (1) この規則にいう「管理職員等」（以下単に管理職員という。）は、いわゆる労使関係の観点から指定されるべきものであって、現在部局長等職務上の観点から指定されている「管理職」とは根本的にその発想を異にするものであると了解する。
- (2) 別表中学長を管理職員とすることには問題がない。また、評議員も評議会が法令上大学の管理機関とされており、不利益処分等の人事上の責任を負っているほか、大学の管理運営についての意思決定機関としての機能をもつものであるから、その構成員である評議員を管理職員として指定されることも妥当であ

る。

- (3) 教授については、別表において「大学が人事院と協議して定める」ものに限られているので、教授会の構成員である教授全員を管理職員とする趣旨ではなく、大学の事情によって必要な場合にはその都度人事院と協議して管理職員の地位にあるべき教授を指定するが、場合によってはこれに該当する者がなくともよいものと了解する。

したがって、教授は、各大学の自主的判断に基づいて労使関係の観点からみて、管理職員にする必要があると認めた場合に限り、大学が人事院と協議して定めるものとする。

すなわち、教授を管理職員とするについては、教授会の構成員であるというより、むしろ労使関係の存在を中心として考え、労働集団に対する指揮監督の責任の有無から判断して定められるべきものであって、教官の身分または数のバランス等から管理職員を決めるべきでないことはいうまでもない。したがって、学内限りの職名のものでも、労使関係の観点からみて必要の場合に限り管理職員に指定すべきであり、単に学科主任や委員会委員長等の形式上の職名のみによって一律に管理職員とするのは妥当でなく、その職務内容を慎重に検討して管理職員に指定すべきである。

- (4) 単科大学には原則として評議会がなく、教授会がその機能を果たしているので、教授を全員管理職員にすべきか、学長だけでよいかはむずかしい問題であるが、この場合は、むしろ名称の如何を問わず教授会以外に実質的に評議会に相当するような学内限りの機関があればその構成員を管理職員として指定すべきである。しかし、そのような機関がない場合これをどのようにすべきかはさらに検討を

要する。

- (5) 医学部関係については、臨床の教授を管理職員に指定するなら、基礎部門の教授も管理職員として指定すべきであるとの意見もあるが、この場合は臨床の教授としてではなく病院の診療部門の長という観点から管理職員に指定されているものと理解すべきである。
- (6) 以上の点は一応問題について共通の了解にたつということであって、管理職員の範囲を画一化する趣旨ではない。また、別表に従って管理職員を指定した後においても運営上支障があるときは、改めて検討し、加えるものは加え、必要でないものは削ることも考えるべきであろう。

5 大学院設置基準をめぐる問題点

第一常置委員会

最近、関係各方面で大学院制度をめぐって種々の検討が行なわれており、とくに文部省の関係委員会では、大学院設置基準案が審議されている段階である。そこで国立大学協会としてもこの問題について、検討を行ない、その結果にもとづいて見解を發表することが必要かつ適切であると考えられるので、第一常置委員会が中心となって討議を行ないつつある。第一常置委員会は、ここに、現在にいたるまで委員会がえた結論と、今後さらに検討を要する諸点とを整理した次第であるが、この資料について今後各大学の意見を求め、さらにこれにもとづいて審議を行ない、統一見解をとりまとめることとなっている。

1. 総 論

大学における研究・教育の体制、方法、内容等の実際は原則として個々の大学が自主的にこれを定め、それぞれが充分その特色を発

揮すべきものである。本協会はすでに「大学設置基準」について、これを大綱にとどめるべきであるという見解を述べたが（『大学設置基準の改善等について』に対する意見書、昭和41年2月4日総会決定）、大学院についてはとくにこの点が留意されるべきである。新たに大学院を設置しようとする場合、またこれを審査する場合等にそなえて、大学院設置についての最低の基準を定めることは必要であるとしても、あまり細目にわたり画一的なものとするとはむしろ避けられるべきであろう。大学院設置基準（以下「基準」という。）の如きものを定める場合も、その条文中において「大学、研究科の種類、性格、教育方針等によって自主的に運営することを妨げるものではない」ことが明記される必要があると思われる。

問題点

- (a) 現在の時点において、「基準」を新たに定め、かつこれを省令等のかたちをもって法制化する必要があるか否か。

(注) 現在、大学院については学校教育法（第62、65、66、67、68条）において一般的な規定がなされているほかは、大学設置審議会の決定事項（昭和27.10.11決定）である「大学院設置審査基準要項」（以下「要項」という。）があるのみであって、大学院の新設ないし組織等の変更は専らこの「要項」およびこれに伴う大学設置審議会の申し合わせによって行なわれている。ところで、新制大学院は発足以来未だ日が浅く流動的であるので現在は、基準といったものを制定するのは適當ではないという議論もあり、また、かりにこれを定めるとしても、省令のような法制のかたちをとるべき

ものではないという立場もある。しかし一方においては、大学院が修士課程と博士課程によって構成されること、ならびに在学年限等大学院にとって最も基本的な事項が、たんに大学設置審議会の決定事項というかたちで定められていることは適当ではなく、このさい、各方面の意見にもとづいて充分審議した上で、新たな基準を定めるのがより客観的、かつ適切であるという議論もある。

- (b) 「基準」は既設大学院を拘束するものとすべきか否か。

(注) この点は「大学設置基準」の場合においても問題となったが（前記当協会意見参照）、一方において、設置後の非良心的な運営や改編は戒められなければならないとともに、他方では研究・教育上の必要性にもとづく自主的な運営や改編が、とくに細目にわたってまで学外からの制ちゅうを受けることは妥当ではないという問題がある。

- (c) 研究科別基準要項を定めるべきであるか否か。

(注) 大学学部については、学部別設置基準要項（大学基準等研究協議会決定事項）が定められているが、大学院についても研究科別基準要項を定める必要があるか否かの問題である。なお、現在は医学・歯学関係大学院についてのみ、詳細な審査基準要項同解説（以上大学設置審議会決定）および文部省大学学術局長通牒が公にされている。

2. 大学院の目的・性格

修士課程の目的に「高度の応用的能力を展開させる」を加えるほかは、おおむね「要項」によるものとする。

(注) 大学院の、とくに修士課程の目的に、

高度の技術者養成または職業教育等の表現を加えるべきであるという議論もあったが、技術・職業という文字は使わず、現行「要項」の表現に上記の表現（大学の目的を定めた学校教育法第52条中の表現に「高度の」を加えたもの）を加えてたとえば「修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し精深な学識と研究能力を養い、かつ高度の応用的能力を展開させるものとする」とすることが妥当であるとされた。

3. 大学院の組織・機構

研究科、修士課程・博士課程等については、おおむね学校教育法（第66条）および「要項」によるものとする。

(注) いわゆる「積み上げ式」「並列式」のいずれがよいかが問題となったが、両者いずれの可能性も認める「要項」の表現が結局は妥当であると考えられた。ただ現実には原則として「積み上げ式」にならざるをえないであろう。なお「積み上げ式」の変型として、上部3年のみを置く博士課程（修士の学位を有する者を入学させるもの）が認められるべきであるか否かが問題となった。

4. 研究科の組織

- (1) 研究科は原則として学部を基礎として組織されるが、必要に応じては、独自の分野について2つ以上の学部にあたり、又はその学部の一部をもって組織することができるものとする。
- (2) 研究科には専門課程を置くものとする。ただし必要に応じ専門課程のみをもって研究科を組織できるものとする。
- (3) 専門課程は原則として学部の学科を主体

とするが、必要な場合、2つ以上の学科に
わたり、また、学科の一部をもって設ける
ことができるものとする。

- (4) 必要に応じ附置研究所（共同利用研究所
を含む）を研究科あるいは専門課程の基礎
とすることができるものとする。

問題点

- 1) 専門課程について、どの程度規定する
のがよいか。

(注)

(ア) すでに設置された研究科の内部で専
門課程の新設、改編等の要求が生ずる
ことは当然であるが、その際、その実
施をいかなる機関が認めるかが問題と
なる。改編については一大学内の学内
措置で可能とするか、あるいは大学設
置審議会等、学外機関による認定を必
要とするか否か。

(イ) 専門課程は固有の専門分野について
組織されることを原則とするが、運営
の必要上同一専門分野をわけて組織す
ることもできるようにするのがよいか。

問題点

- 2) 附置研究所、共同利用研究所の大学院
におけるあり方について。

(注) 附置研究所（共同利用研究所）はそ
の設立の趣旨及び目的と実情に応じて、
研究科あるいは専門課程の基礎となし得
ることが望ましくはないか。

5. 教員および教員組織

- (1) 大学院を担当する教員は、修士課程また
は博士課程においてそれぞれ学生の研究を
指導するにふさわしい業績と能力を有する
ものとする。
- (2) 大学院の教員は、それぞれの研究科の基

礎をなす学部・附置研究所の教員中(1)に該
当するものをもって当てるが、必要に応じ、
学内の他の部局（学部・教養部・附置研究
所）に属する教員のなかで(1)に該当するも
のを加えることができるものとする。

6. 在学年限

原則として「要項」によるものとする。

問題点

在学年限を各学問分野の特殊性に応じて、
適宜に定めうる余地を残す必要はないか。

7. 入学者の選考および学生数

- (1) 入学者の選考に当たっては厳選し、その
ため定員を下回ることがあっても差支えな
いものとする。

(注) 最近、修士課程のみをもつ大学院が設
置されつつある現状にかんがみ、博士課程
の入学者の選考については、なるべくいわ
ゆるオープン制とする。（国立大学はすべ
てオープン制とする。）

- (2) 学生定員は、教員組織と専攻分野の特殊
性に応じた合理的なものでなければならな
いものとする。

8. 単 位

- (1) おおむね「要項」によるものとする。

(注) 大学院の場合もいわゆる講義を必要と
するか否かについて討議されたが、修士課
程の場合は、必要であろうという意見であ
った。

問題点

- (a) 大学院（とくに博士課程）に単位制度
は適当か否か。
- (b) 大学間における単位の互換性を認める
べきか否か。

9. 学位および称号

おおむね現行制度によるものとする。

問題点

博士および修士の種類は現行のままでよいか。

(注) 学位規則(昭28.4.1文部省令第9号)別表第1および別表第2参照。

10. 管理運営

- (1) 大学院担当教員をもって組織する大学院の管理運営機関の構成、権限等については、各大学各研究科の実情に応じて自主的に定めるものとする。

問題点

大学院については、現行諸大学で行なわれているような研究科委員会に止めるべきか、それとも学部教授会に準ずる大学院教授会を設けるのが適当か否か。

(注) 大学院にも正式に教授会を設ける場合は、大学管理機関の多元化をもたらすおそれもある。

- (2) 大学院に固有の事務組織を整備すべきものとする。

11. 施設および設備

- (1) 大学院は、教員及び学生の数に応じて、その研究教育上の目的を達成するに十分な施設と設備を有するものとする。
- (2) 大学院は、その教員及び学生の数に応じて、大学院に固有の講義室、演習室、研究室、また、専門に応じては実験室、資料室、標本室、工作室等の建物施設を備えるものとする。
- (3) 大学院の研究及び教育に関する設備は、その目的にかんがみ、学部の研究及び教育の設備に比し、遙かに高い基準によるものとする。
- (4) 大学院の研究及び教育に関する設備は、その設置後、学術の進歩発展に応じて時宜

にかなった更新を実施するものとする。

問題点

- (a) 施設、設備についての基準をどの程度具体的に規定するか。
- (b) 博士課程は独創的研究の成果を修めることが目的であれば、それに要する設備及び経費について充分の裏付を必要とするが、この趣旨をどのように「基準」で規定するか。

(備考) 医学歯学関係大学院についても、これに固有の点(博士課程のみを置くこと、その在学年限等)をのぞき、前記各項によるものとする。

12. とくに国立大学の大学院の場合(医学歯学関係をふくむ)についての問題点

- (1) 新設大学にもその実質にもとづき、また必要に応じて修士課程のみでなく博士課程を置く方針がとられるべきであること。

(注) 新設大学は修士課程のみに止めるべきであるとの議論も一方にあるようであるが、そのようなことは大学で行なわれる学問研究の本質上からみても不合理であり、また博士課程を置く条件が充分ありながらもこれを置くことを認めないことは適当でない。

- (2) 大学院担当教官の待遇を改善する必要があること。

(注) なお当該大学が大学院の担当者として指定した教官には、学外の認定を必要とせず、差別なく調整額を支給すべきである。

- (3) 学生定員を合理的に定めること。

現在定められている国立大学の大学院学生定員の基準は必ずしも妥当でなく、学生定員の決定については大学の自主性が尊重されるべきであるとともに、基礎をなす学

部（附属研究施設を含む）、附置研究所等の部局のすべての講座・学科目・部門等が全面的に算入されるべきであり、また博士課程の定員を機械的に修士課程の定員の二分の一と定めていることも妥当でない。

7. の(1)に関連して、近年国立大学に修士課程のみの大学院を置く場合が多くなったので、その卒業生で博士課程に進学する者の希望をみたすため、国立大学の博士課程は、なるべく実質的にもオープン制をとる必要があることが問題となった。大学院施設を11の趣旨にそって大幅に向上させる必要のあること。

- (4) 学生経費をはじめ大学院固有の予算を大幅に増額する必要のあること。

(注) 国立大学の予算では、学部学生経費と大学院学生経費の間に格段の相違が認められていない。この点、大学院学生の研究上の立場の相違を明確にすべきではないか。

- (5) 博士論文の場合、すくなくともスクーリング修了5年までは審査料免除の取扱いをすることが妥当であること。

- (6) 大学院事務組織とこれに伴う施設を10の(2)の趣旨にそって完備する必要のあること。

- (7) 大学院学生に対する奨学金を引き上げ、かつ奨学生を大幅に増員する必要のあること。

(注) この場合、優秀な大学スタッフ後継者を養成する必要から旧制時の特別研究奨学制度等の復活も考慮されるべきである。

- (8) 大学院学生と当該大学職員（非常勤の形式にても可）を兼ねうる制度を考慮する必要のあること。

(注) 現在の国立大学においては、大学院学生と助手とを兼ねられないため、助手制度

の運営にも種々障害があり、また(7)の注において述べたことと関連して優秀な人物を大学院に確保しえない事情もある。

- (9) 以上のほか大学院固有の講座、教官をおく必要があるか否か、またそれが妥当であるか否かが、今後検討を要する問題点としてあげられた。

(注) 大学院固有の教官をおかず、学部教官を増員してこれに学内で適宜大学院の講座を担当させることは、教官内に格差を生じない点では適当であるが、それでは予算措置上十分な増員を望めるか否か、また、もしこれを置く場合は当該講座、教官を国立大学の組織上のいずれの部局に属させるかが問題である。（所属教授会の問題をふくむ）また、これと関連して、任期を限って大学院の研究教育に協力させる Post doctoral fellow（いわゆるテューター{Tutor}的性格をもつもの）というものを置く必要があるか否か、大学院の研究・教育に助手との関係（もしなん等かのかたちで協力させる場合はその処遇の問題をふくめて）についても検討を要するものとされた。

6 ユニバーシアード東京大会について

1. 概 要

国際大学スポーツ連盟（F I S U）の加盟団体である日本ユニバーシアード委員会（J U S B）は、1967年に開催される予定のユニバーシアード夏季競技大会を組織することになった。

J U S Bは日本オリンピック委員会（J O C）の承認とユニバーシアード大会実施競技の国内統轄組織の全面的支持のもとに、スポーツ関係者、大学関係者をはじめ政府、国会、

財界等広く朝野の協力を得て、ユニバーシード東京大会組織委員会を財団法人として組織した。

以下に掲げる計画は1967年ユニバーシード競技大会の東京開催の概要である。

1. 会 期 (10日間)

昭和42年8月26日(土)より同9月4日(月)まで。

2. 実施競技 (9競技) と会場

陸上競技 (国立霞ヶ丘陸上競技場), 競泳・飛込, 水球 (国立代々木競技場第1体育館), フェンシング (早大記念会堂), 庭球 (国立庭球場), 体操 (東京体育館), バスケットボール (国立代々木競技場第2体育館・青山学院記念館), バレーボール (駒沢オリンピック公園体育館・室内球技場), 柔道 (日本武道館)

3. 選手村 オリンピック記念青少年総合センターをあて, 昭和42年8月15日(火)より同9月9日(土)の26日間を開村期間とする。

4. F I S U役員, 海外よりの役員, 報道関係者等の宿舎。競技会場との連絡の容易な都内のホテル1ないし2をあてる。

5. 参加予想国数55ヵ国 (現在のF I S U加盟国は47。この他の参加も見込む)

6. 参加予想人員 競技参加役員選手約3,000名 (内女子400名), 海外よりの役員, 報道関係者, その他の関係者約500名。

7. 競技以外の催物 芸術展示, 大学スポーツ研究会議, F I S U総会など関係会議。

2. 開・閉会式における日本学生団の歓迎行事について

1. はじめに

本年開催される本大会においてスポーツに直接関係しない一般学生にも国際スポーツ大

会の雰囲気、又世界の学生を日本の多くの学生で歓迎し21世紀をめざすユニバーシード大会を意義あるものとするため企画したものである。

2. 行 事 内 容

主旨として日本全国の大学の旗 (校旗, 学友会旗, 校友会旗, 部旗を問わない。)を学生たちが捧持し, 開・閉会式において国立競技場内トラック外周をとりかこみ, 選手団入場行進を旗のアーチで迎えようとするものである。

については, 各大学長宛にすでに依頼文と参加の有無についてのアンケートを発送し回答を求めている段階である。

なお, 経費の件については本会が国庫補助金等によって運営されているため組織委員会の事情をお含みのうえ勝手なお願いで恐縮ながら, 各校において (又は参加学生) ご負担願いたい。

3. 経 費

(1) 往 復 旅 費 各地からの往復交通費

(2) 旗 の 作 成 費 5,000円程度 (寸法 たて1.2m×よこ1.8m)
大きさについては, この寸法に限定, 旗竿は本会で用意

(3) 宿 泊 費 1,200円程度 (1泊2食付) 希望により当方であつせん

(4) 都内交通費雑費 500円程度 (1日)

4. 実 施 方 法

(1) 参 加 資 格

大学在学中の学生で, 大学または学友会から選抜されたもの (男女を問わず)

(2) 参 加 者 数

各校2名 (但し, 開会式と閉会式で交代

しても可)

(3) 行事日程

8月24日(木)

10:00 国立競技場千駄ヶ谷門(神宮
プール側)に集合(最寄駅, 国
電千駄ヶ谷駅, 又は信濃町駅)

10:30~12:00

予行演習

12:00~18:00

自由行動(昼食, 夕食は各自
で)

18:00 選手村(オリンピック記念青
少年総合センター)広場集合
(通行証は予行演習の際配布
する)

19:00~20:00

「友情の火」の点火式, キャ
ンプファイヤーを囲む会

20:00 散会, 各自の宿舎へ

8月25日(金)

16:00 国立競技場千駄ヶ谷門(神宮
プール側)に集合

17:00~18:00

予行演習

8月26日(土) 開会式

16:00 東京体育館陸上競技場に集合
(最寄駅, 国電千駄ヶ谷駅)

17:00~20:00

開会式に参加

8月27日(日)

希望者は1競技見学, ならび
に芸術展示見学

9月2日(土)

12:30 国立競技場千駄ヶ谷門(神宮
プール側)に集合

13:00~14:00

予行演習

9月3日(月)

希望者は陸上競技他1競技見
学, ならびに芸術展示見学

9月4日(火) 閉会式

16:00 東京体育館陸上競技場に集合
(最寄駅, 国電千駄ヶ谷駅)

17:00~20:00

閉会式に参加

20:00 退場行進後, 自由解散

(4) 服装

(1) 予行演習, キャンプファイヤーの時は
学生らしい服装で, 別に指定はしない。

(2) 開会式ならびに閉会式の時は, 上衣は
半袖(白・Yシャツ等で可), 下衣はズ
ボン, 又はスカート(白, 又は白のトレ
ーニングパンツ), 靴は白色(運動靴),
帽子は着用しない。

(財団法人ユニバーシアード東京大会組
織委員会)

7 学年延長問題についての 東京大学法学部長談話

(注) 以下は学年延長問題について, その真意を
伝えるため新聞記者会見の際配布された資料
である。なお, 本問題については, ジュリス
ト(1967年2月15日号)に関係記事および資
料が掲載されている。

(国立大学協会事務局)

東京大学法学部長談話

東京大学法学部では, 社会の急速な発展と学
問の著しい進歩にかんがみ, これに対応しう
るよう法学政治学教育を質的にも量的にも充実
するため, 慎重に検討を重ねてきた。その結果,

新制大学の理念のもとに広い社会的視野を基礎にした専門教育を行なうには、本学部の現行の専門課程2年の制度を3年の制度に改めることが必要であると考え、その実現に努力することにしたしだいである。もとよりその実現には、なお検討すべき問題点も少なくない。したがって、本学部としても鋭意検討を続けるとともに、広く関係各方面並びに社会一般の意見をきき、これを参考とし、最も適切な形でその実現をはかりたいと思っている。(1966年11月9日)

東京大学法学部長談話説明書

談話において述べたように、東大法学部では専門課程3年制の実現を願って検討中であるが、何故われわれが学年延長を考えるにいたったかの理由、学年延長をめぐる問題点などについて、ここに若干説明をつけくわえておきたい。

1 学年延長の理由

われわれが今般の学年延長案を考えた根本の趣旨は、新制大学の理念に立ちながら、学問の進歩発達を背景に、ますます複雑化する社会の需要に応じうるような教育を施すことにある。したがって、今回の改革案の背後には、学力低下の批判があるとか、旧制大学への郷愁が流れているとみる向きもあるようであるが、それらはいずれも当たらない。

われわれの趣旨をより具体的にいうと、次のようになろう。

(1) 詰め込み教育の解消

現行の2年制の専門課程のもとでは、時間割は過密を極めており、ために演習の実施も制約をうけ、課外の研究活動、たとえば学術講演会の開催も容易ではなく、新制大学制度の要件である学生の自習にも十分な時間がないうというのが、遺憾ながら実情といわざるをえない。したがって、現在の教育内容を前提

にしても、学生に講義内容を十分に咀嚼させ身につけさせるには、学年の延長をはからざるをえないのである。現に、本学部卒業予定者の3割近くが留年している事実も、このことを示しているといつてよいであろう。

つまり、われわれとしては、学年延長によっていたずらに新科目を詰め込むというのではなく、学生に知識を十分に消化する時間を与え、自ら学び、自ら考える余裕を与えることを願っているわけである。

(2) 法学政治学の進歩発達

近年における社会の高度の発展、国家機能の拡大に伴い、立法・司法・行政および政治の各面において、戦前にみられなかった新しい分野が出現している。それは、単に量の増大という面だけではなく、質的な複雑化という面でも認められる。このことは、教育すべき法学政治学の領域が著しく拡大され、またその内容も高度になってきたことを意味する。このように法学政治学が著しく進歩発達してきたため、学生がそれを十分に消化してゆくためには、教育年限の延長を考慮せざるをえないのである。

(3) 総合的な判断力養成の必要

われわれとしては、単に専門教育分野の拡大という理由だけで専門教育年限を延長する必要があると考えているわけではない。特定の専門分野の知識を身につけると共に他面広い社会的視野に立ち、豊かな見識をもって判断を下しうるような人材を世に送ることこそ、複雑化した社会の要請に応えるゆえんであろう。そのためには、学生に狭い専門的知識のみを教育するのではなく、複雑な社会の構造や機能を総合的に把えうるよう教育しなければならない。すなわち、法学政治学を学ぶ者

が同時にこれを経済学社会学その他の隣接科学との関連において修得できるような学科課程を編成することが望ましい。そのような学科課程を編成するには現行の専門課程2年制ではいかにも不十分であり、1年の延長が必要とされる。なお、このような趣旨に基づく学年延長は、法学政治学教育に関しては、研究者ないし高度の専門技術者の養成を目的とする大学院制度によって代置できるものとは考えられない。

2 学年延長と教育方法の改善

前項と関連して強調したいのは、本学部としては、単に教育年限の量的延長をもって事足りて考えているわけではないことである。学年延長は、専門教育充実の1つの手段であって、教育方法の改善などの他の手段と併せて考えられるべきである。現在学生定員の増加に伴い、いわゆる大量教育がますます定着しつつあるのが残念ながら実情であり、われわれとしてはその改善も当然検討しつつある。そのような観点から、大教室における講義の方法の改善、小教室での密度の高い講義、学生の討議の重視たとえば（ケース・メソッドの採用）、演習の充実、学生の個別的指導など、教育方法の基本的改善が検討されており、その一部はすでに試験的に実施されている。要するに、われわれとしては、従来の専門課程2年制をただ漫然と3年に延長することを考えているのではなく、教育方法の改善による質的充実を十分実現するためにこそ、これを求めているのである。なお、そのためには、教育施設の大幅な改善を併せて考慮しなければならないこともつけくわえておきたい。

3 教養課程との関連

専門教育の充実をはかるためには教養課程をあえて短縮することもやむをえないという考え

もありえよう。しかし、われわれは、新制大学の理念からみても、また特に法学政治学教育の見地からみても、一般教育が重要であることを、十分に認識するものであり、教養課程の犠牲において専門教育の充実を図ることは、もとよりわれわれの意図するところではない。

4 他学部他大学との関連

われわれとしては、学年延長の問題を本学部についてのこととして検討してきている。本来、専門教育の在り方は、それぞれの専門分野によって当然異なるものであるから、われわれの改革案はいわゆる東大5年制を目指しているものではない。また、他大学の法学部が、どのような制度改革を計画されるかは、本学部としても関心の深いところではあるが、それは、もとよりそれぞれの大学において検討されるべき事柄であろう。本学部としては、今後とも、東大の各学部他大学の法学部と、十分意見の交換を行ないたいと考えている。

5 今後の検討

学年延長を実現するためには困難な問題が数多く存在し、また、この改革が実現した場合に社会に及ぼす影響の大きいことも、われわれはよく自覚しているつもりである。たとえば、学年延長の法的根拠、父兄の経済的負担、納税者である国民の財政的負担、制度きり替えに際しての就職の問題など、大学の手だけでは解決できない問題が数多く存在する。われわれとしては、今後とも関係各方面および社会一般の意見を十分に聞き、さらに検討を重ねた上で、学年延長を実現したいと思っている。

（1966年11月9日）

E そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

会報第34号報告以降学長・役員等の交替は次のとおりである。

(1) 学長交替

大学名	旧	新
北海道大学	古市 二郎 (死亡)	阿部 与 学長事務取扱
三重大学	野村 武衛	角谷辰次郎 学長事務取扱
"	角谷辰次郎 学長事務取扱	野田 稻吉
大阪大学	赤堀 四郎	岡田 実
愛媛大学	香川 冬夫	熊谷 三郎

(2) 役員交替

役職名	旧	新
監事	赤堀 四郎 大阪大学長	岡田 実
理事	古市 二郎 北海道大学長	阿部 与 学長事務取扱

2. 寄贈図書

行政監理委員会「昭和41年度行政改革の現状と課題」 行政管理庁
流通百科(1966) 日本通運株式会社
自然災害科学研究体制(第一次計画)

大学概要(41年度)

山梨, 東京芸術, 大阪学芸各大学

大学職員録

高知, 神戸, 東京芸術, 千葉, 名古屋工業, 岐阜, 大阪, 東京教育各大学

広島大学学生健康保険組合(昭和40年度)

広島大学

青少年の健康と体力(昭和41年度)

文部省

第51回国会で成立した文部省関係法律の解説

文部省

Universitas

科学技術白書一研究活動の概況

科学技術庁

新入生の精神的, 身体的健康管理と学生寮の

栄養管理について

長崎大学

Report of the Fourth General Conference

of the international Association of Universities

(International Association of Universities)

Asia Scene (January 1967)

日本工業新聞社